

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画

福島町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

2025(令和 7)年度～2050(令和 32)年度

令和 7 年 1 月



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の背景や目的	1
1. 地球温暖化の影響	1
2. 地球温暖化を巡る国際的な動向	2
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
1-2 計画策定の意義	8
1-3 計画の位置付け	8
1-4 計画期間	8
1-5 計画の対象範囲	8
第2章 区域の現状と課題	9
2-1 地勢	9
2-2 沿革	9
2-3 気象	10
1. 気候概要	11
2. 推移傾向	12
2-4 人口と世帯数	13
2-5 産業	15
1. 就業者数	15
2. 農業	16
3. 林業	16
4. 漁業	16
5. 水産加工業	16
6. 観光業	16
第3章 温室効果ガス排出量の現況・将来推計	17
3-1 温室効果ガス排出量の現況推計	18
3-2 温室効果ガス排出量の将来推計(現況趨勢(BAU)ケース)	21
3-3 温室効果ガス排出量の将来推計(施策ケース)	24
第4章 計画の目標	26
4-1 温室効果ガス排出量削減目標	26
4-2 将来ビジョン	26
第5章 目標達成のための取組	28
5-1 目標達成のための基本方針	28
5-2 主体別の取組一覧	29
基本方針1:省エネルギーの推進と脱炭素型ライフスタイルへの転換	29
基本方針2:地域の再生可能エネルギーの活用	33
基本方針3:温室効果ガス吸収源の保全・創出	34
5-3 重点メニュー	35
重点メニュー1:公共施設の再編とZEB Ready化	35
重点メニュー2:車両のハイブリッド化	36
重点メニュー3:個人住宅の断熱などの強化	37
重点メニュー4:個人住宅への太陽光発電設置	38
重点メニュー5:民間事業所の断熱などの強化	38
重点メニュー6:民間事業所への太陽光発電設置	38
重点メニュー7:個人住宅の電源を風力発電へ転換	39
重点メニュー8:森林保全とバイオマスエネルギーの活用	39
第6章 推進体制および進捗管理	40
6-1 福島町地球温暖化対策推進委員会	40
6-2 推進体制	41

第1章 計画の基本的事項

「福島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「本計画」という)の策定にあたり、計画策定の背景、計画策定の意義、計画の位置付け、計画期間、計画の対象範囲などの基本的事項について示します。

1-1 計画策定の背景や目的

1. 地球温暖化の影響

地球温暖化とは、主に人為的な活動に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。太陽からのエネルギーで地上が温められ、温められた地上から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が温められますが、温室効果ガスの濃度が上がることでこの効果がこれまでより強くなり、地上の温度が上昇することで、地球温暖化が進行します(図 1-1)。

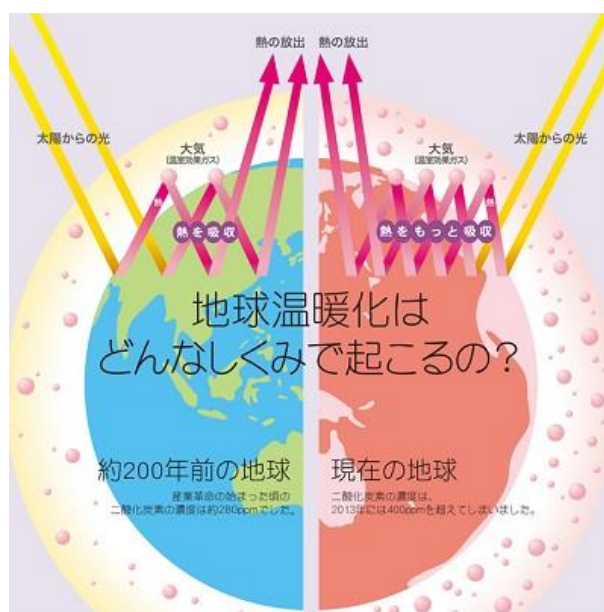


図 1-1 地球温暖化のメカニズム

出典:全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA) [<http://www.jccca.org/>]

「世界気象機関(WMO)温室効果ガス年報第18号」によると、地上のCO₂の世界平均濃度は、産業革命以前には278.3ppmでしたが、2021年には415.7±0.2ppmと大幅に増加しています。2021年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という)第6次評価報告書第1作業部会報告書」でも、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定しています。また、この報告書では、産業革命以前(1850~1900年)と比較して、2011~2020年の世界平均気温は1.09℃上昇しており、21世紀末(2081~2100年)の世界平均気温は、温室効果ガス排出が非常に少ないシナリオで1.0~1.8℃、温室効果ガス排出が非常に多いシナリオで3.3~5.7℃上昇する可能性が非常に高いとしています。

北海道の各気象台と札幌管区気象台は、文部科学省と気象庁の「日本の気候変動 2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」の観測・予測データに基づき、北海道各地方における気候変動の観測成果および将来予測に関する情報を取りまとめたリーフレットを作成し、2022 年3月に公表しています。このリーフレットでは、これまでの気候の変化として、「①本町が位置する渡島地方の函館の年平均気温が100 年あたり約 1.7℃の割合で上昇」「②北海道の短時間強雨(30mm/時以上)の発生頻度が約 30 年前と比較して約 1.6 倍に増加」「③北海道日本海側の年最深積雪が10 年あたり約5%の割合で減少」していることが示されています。また、21 世紀末に予測される気候の変化として、表 1-1 が示されています。

表 1-1 21 世紀末に予測される気候の変化

		2℃上昇シナリオ	4℃上昇シナリオ
渡島地方の気温の変化	年平均気温	約 1.5℃上昇	約 4.7℃上昇
	真夏日（日最高気温 30℃以上）	2 日程度増加	24 日程度増加
	真冬日（日最高気温 0℃未満）	17 日程度減少	34 日程度減少
北海道の短時間強雨（30mm/時以上）の発生頻度		約 1.7 倍に増加	約 4.1 倍に増加
北海道の最深積雪		約 12%減少	約 44%減少

※ 2℃上昇シナリオ(RCP2.6):21 世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 2℃上昇。パリ協定の 2℃目標が達成された世界。

※ 4℃上昇シナリオ(RCP8.5):21 世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 4℃上昇。追加的な緩和策を取らなかった世界。

出典:札幌管区気象台「渡島地方の気候変動『日本の気候変動 2020』(文部科学省・気象庁)に基づく地域の観測・予測情報リーフレット」

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食糧生産や健康など人間への影響が観測され始めています。本町の景観や環境、町民の生活を守るためにも、一人一人が主体となって、地球温暖化への対策を検討していく必要があります。

2. 地球温暖化を巡る国際的な動向

地球温暖化対策を巡っては、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的として、1992 年に気候変動に関する国際連合枠組条約が採択され、この条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(以下「COP」という)が開催されています。

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて開催された COP21 では、1997 年 12 月に採択された京都議定書の後継となる、2020 年以降の気候変動問題に関する法的拘束力のある国際的な枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。この協定においては、「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち(2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求する(1.5℃努力目標)こと」および「そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界共通の目標として掲げられました。すべての締約国は、削減目標(約束)を作成・提出・維持するとともに、削減目標を達成するための国内対策をとることを求められます。また、削減目標は5年毎に提出・更新し、前進を示す

必要があります。

2018 年 10 月に公表された「IPCC1.5℃特別報告書」では、「地球温暖化は、現在の度合いで続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5℃に達する可能性が高い」としたうえで、世界の平均気温上昇を 1.5℃の水準に抑えるためには、2050 年前後に温室効果ガスの正味排出量をゼロにする必要があるとしています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までに温室効果ガスの正味排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」を目標として掲げる動きが広がりました。2021 年時点での各国の削減目標と気候変動政策は図 1-2 のとおりです。

各国の削減目標と気候変動政策		
	2030目標	カーボンニュートラル 目標
日本	▲46% 2013年比 <気候変動サミット等での表明 (2021年4月)>	2050年 カーボンニュートラル <総理所信演説(2020年10月)>
米国	▲50-52% 2005年比 <NDC再提出(2021年4月)>	2050年 カーボンニュートラル <2020年7月バイデン氏の公約>
EU	▲55% 1990年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年3月)>
英国	▲68% 1990年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <気候変動法改定(2019年6月)>
中国	2030年ピークアウト GDPあたりGHG排出 ▲65% (2005年比) <国連総会一般討論(2020年9月)> <気候野心コミット(2020年12月)>	2060年 カーボンニュートラル <国連総会一般討論(2020年9月)>
韓国	▲24.4% 2017年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>
成長戦略の柱に 経済と環境の好循環 を掲げ、 グリーン社会の実現 に最大限注力（中略）もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、 産業構造や経済社会の変革 をもたらし、 大きな成長につながる という発想の転換が必要です。 <第203回総理所信演説(2020年10月)> 高収入の雇用と公平な グリーンエネルギー の未来を創造し、 近代的で持続可能なインフラを構築 し、連邦政府全体で科学的完全性と証拠に基づく政策立案を回復しながら、 国内外の気候変動対策 に取り組む。気候への配慮を 外交政策と国家安全保障の不可欠な要素 に位置付け。 <気候危機対応・雇用創出・科学的完全性の回復のための行政行動に関するファクトシート（2021年1月）> 欧州 グリーンディール は、公正で繁栄した社会に変えることを目的とした新たな 成長戦略 であり、2050年に温室効果ガスのネット排出がなく、経済成長が資源の使用から切り離された、近代的で資源効率の高い 競争力のある経済 。 <The European Green Deal（2019年12月）> 2世紀前、英国は世界初の産業革命を主導した。（中略）英国は、 クリーンテクノロジー （風力、炭素回収、水素など）に投資することで世界を新しい グリーン産業革命 に導く。 <The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution（2020年12月）> エネルギー革命 を推進しデジタル化の発展を加速。経済社会全体の全面的 グリーンモデルチェンジ 、 グリーン低炭素の発展 の推進を加速。 <第14次五年計画 草案(2020年11月)> カーボンニュートラル戦略を 将来の成長の推進力 として利用 将来世代の生存と持続可能な未来のために、GHG排出量を削減するという課題は守らなければならない 国際的な課題 であり、この課題は 将来の成長の機会 と見なされるべき。 <韓国の長期低排出発展戦略（2020年12月）>		

図 1-2 各国の削減目標と気候変動政策

出典:経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに向けた政策動向」

2021 年 10 月から 11 月にかけて、イギリスのグラスゴーにおいて開催された COP26 では、パリ協定の 1.5℃努力目標を追求する決意が確認され、そのために、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよびその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求めることが合意されました。特に、この 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

2023 年 11 月から 12 月にかけて、アラブ首長国連邦のドバイにおいて開催された COP28 では、世界全体の気候変動問題への取り組み状況を評価するグローバル・ストックテイクの結果が示されたほか、「損失と損害」基金の新設が決定しました。また、最終合意文書では、2030 年までに再生可能エネルギー容量を3倍、エネルギー効率を2倍にする目標の設定や、化石燃料からの脱却の加速について言及されています。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

(1) 国の動向

国際的な地球温暖化対策の推進の流れを受けて、国では、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。加えて、2021 年4月の気候サミットにおいて、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

2021 年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という)が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携などが、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度が創設されました。

2021 年6月には、脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030 年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域脱炭素の行程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。このロードマップでは、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、「①少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域の創出」、「②脱炭素の基盤となる重点対策(表 1-2)の全国津々浦々での実施」を行うとともに、これらの全国実施を後押しするための基盤的施策に取り組むことで、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に地域脱炭素が広がっていく「脱炭素ドミノ」を起こし、2050 年を待たずに脱炭素を達成するとしています。

表 1-2 「地域脱炭素ロードマップ」における重点対策

施策	概要
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	2030 年:設置可能な建築物の約 50%に太陽光発電が導入 2040 年:100%に導入されていることを目指す
地域共生・地域裨益型再エネの立地	・地域が主役になり、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が全国で展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることを目指す
公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導	・2030 年までに新築建築物の平均で ZEB が実現していること、公共施設等は率先して ZEB を実現していることを目指す ・公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す
住宅・建築物の省エネ性能等の向上	・住宅の断熱性能等の向上・良質な住環境の創出は、ヒートショックによる健康リスクの低減等に資するという共通認識化とその取り組みを目指す ・2030 年までに新築住宅の平均で ZEH が実現していることを目指す
ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電力×EV・PHEV・FCV)	・地域内の人・モノの車による移動について、EV・PHEV・FCV が最初の選択肢となること ・2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100%とすることを目指す
資源循環の高度化を通じた循環経済への移行	・市民・事業者と連携した環境配慮設計製品の利用やプラスチック資源のリデュース、回収・リサイクルの一体的な進展を目指す ・2000 年度比で食品ロス量を 2030 年度までに半減、及びリサイクルによる食品廃棄ゼロとなるエリアの創出を目指す ・廃棄物処理や下水処理で得られる電気・熱・CO ₂ ・バイオマス等の地域での活用拡大を目指す
コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり	・都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォーカブルな空間形成が進み、車中心から人中心の空間に転換されるとともに脱炭素化に向けた包括的な取組が進展していることを目指す

施策	概要
食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立	2040 年までに ・農林業機械・漁船の電化・水素化等の技術確立 2050 年までに ・農林水産業の CO ₂ ゼロエミッション化・化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行・農山漁村における再エネの導入を目指す ・輸入原料・化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の 30% 低減 ・耕地面積に占める有機農業取組面積の割合を 25% (100 万 ha) に拡大

出典：環境省 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)

2021 年 10 月には、「地球温暖化対策推進法」に基づく国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が改訂され、気候サミットにおける表明に準じて、「我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが示されるとともに、目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれました(図表 5)。

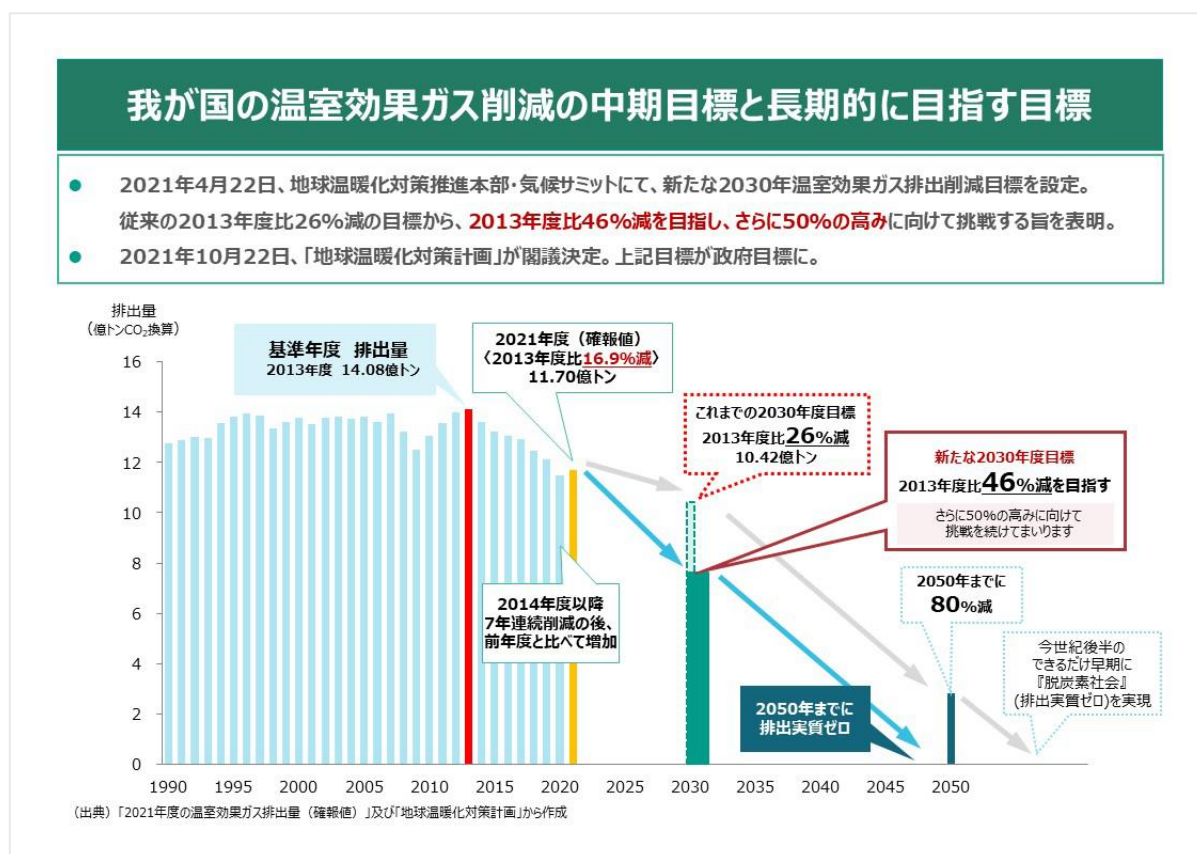


図 1-3 国の温室効果ガス削減目標

出典：環境省 脱炭素先行地域づくり支援サイト「地域脱炭素とは」

(2) 北海道の動向

地球温暖化対策を巡る国内外の動向を受けて、北海道では、2020 年3月に、「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、その実現に向けて更なる取組を進めるため、2021 年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」を策定しました。その後、計画策定後の状況変化を踏まえて計画の見直しを行い、2022 年3月に、「ゼロカーボン北海道推進計画(北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改定版])」を策定しています。

この計画では、北海道の温室効果ガス排出量について、2030 年度に 2013 年度比で 48%削減という中期目標と、2050 年までに実質ゼロ(「ゼロカーボン北海道」の実現)という長期目標を掲げています。また、2050 年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、社会システムの脱炭素化、再生可能エネルギーの最大限の活用、CO₂ 収源の確保を重点的に進める取組と位置付け、道民や事業者などの各主体とともに積極的に推進するとしています(図 1-4)。

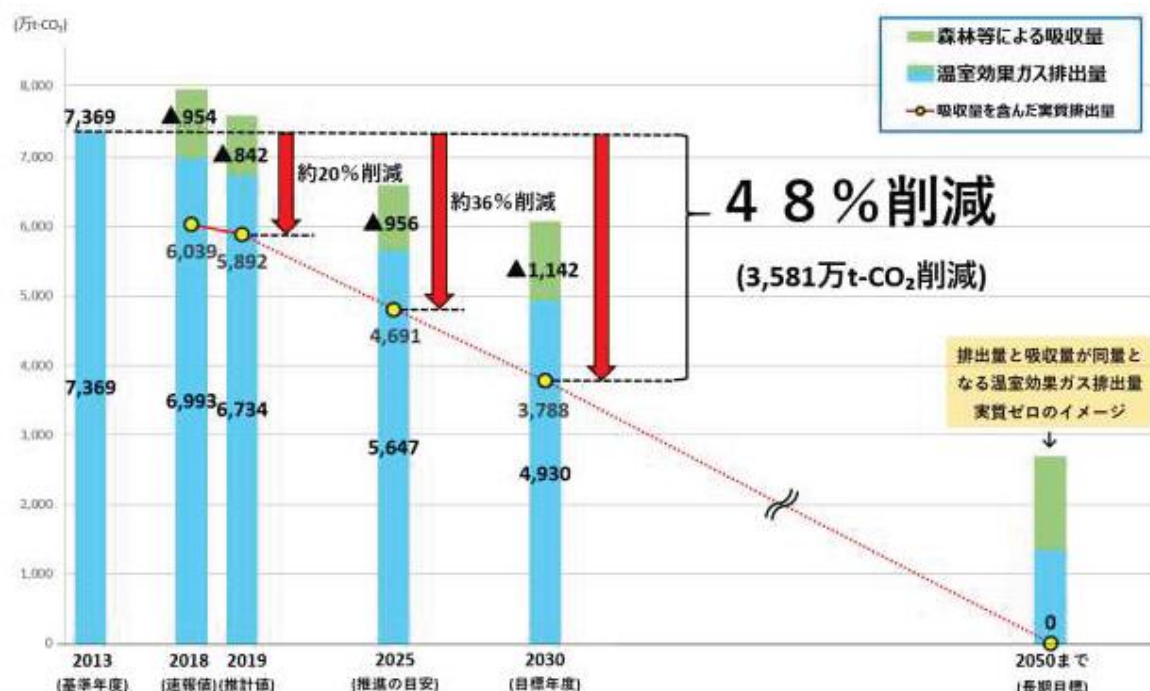


図 1-4 北海道の温室効果ガス削減目標

出典:北海道 ゼロカーボン北海道推進計画(北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改定版])

なお、2050 年 CO₂ 実質排出量ゼロに取り組むことを表明した道内の市町村は、2024 年 6 月 28 日現在、本町を含めて 158 自治体に上っています。

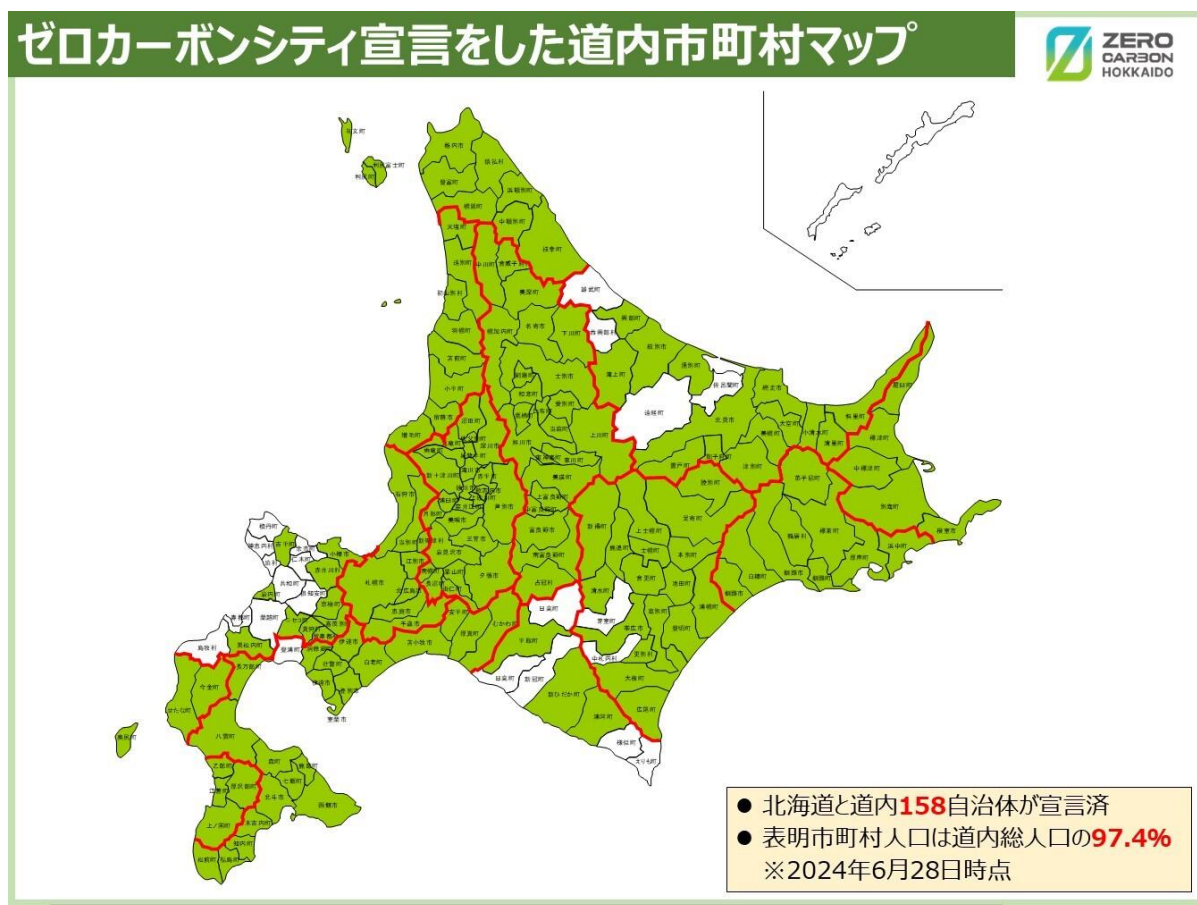


図 1-5 北海道の「ゼロカーボンシティ宣言状況」(2024 年 6 月 28 日現在)
出典:北海道 経済部 ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課「ゼロカーボンシティ宣言」

(3) 福島町の取組

本町では、2021 年 2 月に、行政運営の総合的な指針となる「第6次福島町総合計画」を策定しました。

この計画で、「基本方針Ⅰ：産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり」を達成するための基本計画として、「1-2 農林業の進行」の中で森林資源の適正管理、林道・作業道の整備、地域材の活用を行うことを盛り込んでいます。

また、「基本方針Ⅳ：生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり」を達成するための基本計画として、「4-3 土地利用と自然環境の保全」の中で、町内全体における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入等に係る支援の検討、新設する公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギーの導入、養殖コンブ等のブルーカーボンを活用した脱炭素の推進を行うことを盛り込んでいます。

2024 年 3 月 8 日には、「令和 6 年度 町政執行方針」において、「福島町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として主体的に取り組んでいくことを宣言しました。

1-2 計画策定の意義

「地球温暖化対策計画」においては、地方公共団体の基本的な役割として、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進すること、例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指すことが期待されています。

そこで、町民・事業者の取組を喚起するとともに、本町の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するための指針として、本計画を策定するものです。

1-3 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条第4項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して策定する、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））となります。また、「第6次福島町総合計画」を上位計画として、「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」「福島町過疎地域持続的発展市町村計画」「福島町森林整備計画」「福島町脱炭素戦略」などの関連計画と調和を図り、検討・策定したものととなります（図 1-6）。

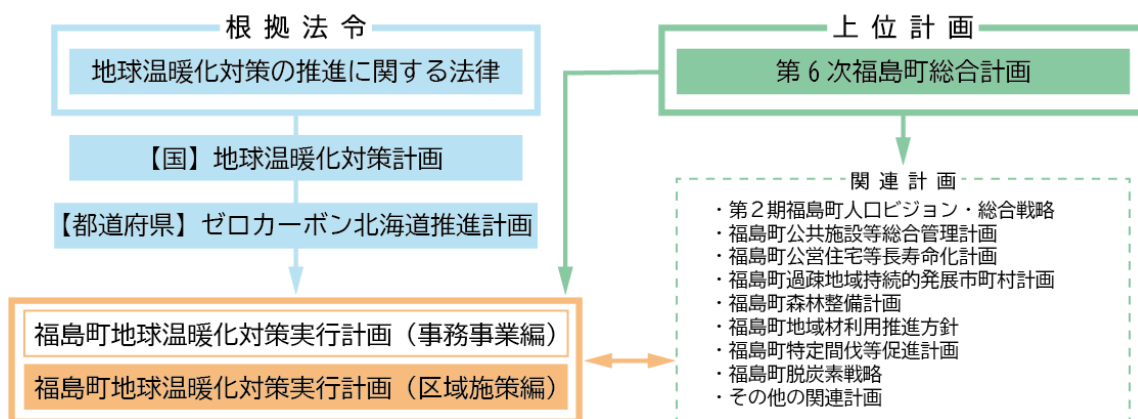


図 1-6 計画の位置付け

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2050 年度までの 26 年間とします。国の地球温暖化対策の基準年度である 2013 年度を本計画の基準年度とし、2030 年度を短期目標年度、2050 年度を長期目標年度として、それぞれの目標年度における目標を設定します。

1-5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本町全域とし、必要に応じて国や北海道、周辺自治体との連携を図ります。

第2章 区域の現状と課題

本計画の策定にあたり、区域の現状と課題を示します。

2-1 地勢

福島町は、北海道の南西部に位置し、南は津軽海峡に面しています。北は秀峰大千軒岳に囲まれ、西は松前町、北西は上ノ国町、北東は知内町に隣接しています。

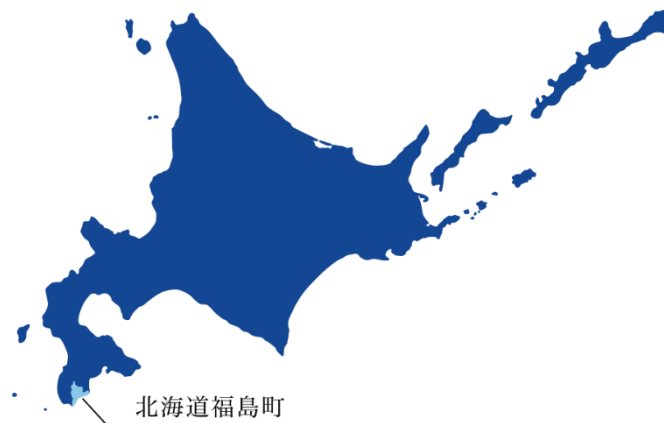


図 2-1 福島町の位置

出典：福島町観光協会 BE HAPPY FUKUSHIMA

福島町の地形は、総面積 187.25 平方キロメートルの約 91%が山林で、豊かな自然環境が広がっています。山岳、丘陵により起伏に富み、大小の河川が福島町中心部から津軽海峡に注いでいます。海岸線には急峻な山岳が迫っており、平地が少ない地域です。

2-2 沿革

福島町内各地から縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では 1189(文治5)年に奥州藤原氏の一族が海を越え、定住したことに始まるとされています。漁業を中心に、5つの村(福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼髭村)が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。

その後、1955(昭和 30)年に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963(昭和 38)年には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった本町は「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985(昭和 60)年の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、コンブやウニを中心とした栽培漁業、スルメなどの水産加工業を基幹産業としており、近年は陸上養殖アワビにも取り組んでいます。

また、福島町は「第 41 代横綱千代の山」「第 58 代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「北海道女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」などの行事が行われ、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

福島町には「青函トンネル記念館」「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、「道の駅横綱の里・ふくしま」や「海峡横綱ビーチ」とともに、「トンネルの町」と「横綱の里」をシンボルとした観光・交流のまちづくりを進めています。

2-3 気象

使用した気象データ

気象庁のホームページで公開されている「過去の気象データ」より、2014～2023 年の 10 年分の日別・月別データをダウンロードして使用しています。



図 2-2 渡島・檜山地方のアメダス観測点

出典：気象庁 [<https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>]

表 2-1 福島町および最寄りの各観測点で取得可能な気象データ

	千軒	松前	木古内	函館	江差
気温	×	○	○	○	○
風速	×	○	○	○	○
日照時間	×	○	○	○	○
降水量	○	○	○	○	○
最深積雪	○	×	×	○	○
降雪量	○	×	×	○	○

なお、福島町の気象データは、千軒観測点で取得できない「気温」「風速」「日照時間」については、地勢・距離とも福島町に近い松前観測点のデータを代用しています。また、千軒観測点で取得できる「降水量」「最深積雪」「降雪量」の 3 項目についても、沿岸部と山間部で差異があることが予想されるため、福島町内で人口が集中する沿岸部の状況により近いと思われる松前観測点・函館観測点のデータを代用しています。

1. 気候概要

福島町は、対馬暖流の影響により、年間を通じて温暖な気候が特徴です。道南地域では最も高い平均気温を示し、真冬でも気温がマイナス 15℃まで下がることはほとんどありません。降水量は年間を通じて比較的安定しており、冬季は日照時間が短い傾向があります。

表 2-2 福島町近隣地域の気候概要

	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	℃	-0.5	0.0	4.3	8.4	13.3	17.0	21.6	23.0	20.1	13.9	8.2	1.9
最高気温	℃	8.4	8.8	13.8	17.7	23.4	25.7	29.5	30.7	27.7	23.1	18.1	12.6
最低気温	℃	-8.3	-8.1	-3.7	-0.3	5.2	8.9	14.7	16.1	11.6	4.1	-1.6	-6.8
平均風速	m/s	6.5	6.1	5.1	4.4	3.8	3.7	3.6	4.1	4.0	4.6	5.6	6.6
日照時間	時間	44.4	67.1	153.7	199.1	192.9	177.6	176.2	173.8	186.3	158.7	80.6	43.1
降水量	mm	75.4	66.2	65.0	62.0	76.6	112.5	108.7	163.1	124.9	116.9	114.7	116.5
最深積雪	cm	39.5	41.8	28.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4	24.0
降雪量	cm	97.0	73.6	28.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	89.3

資料：気象庁「過去の気象データ」より作成

※ 2014～2023 年の月別平均

※ 平均気温～降水量は松前観測点、最深積雪と降雪量は函館観測点のデータ

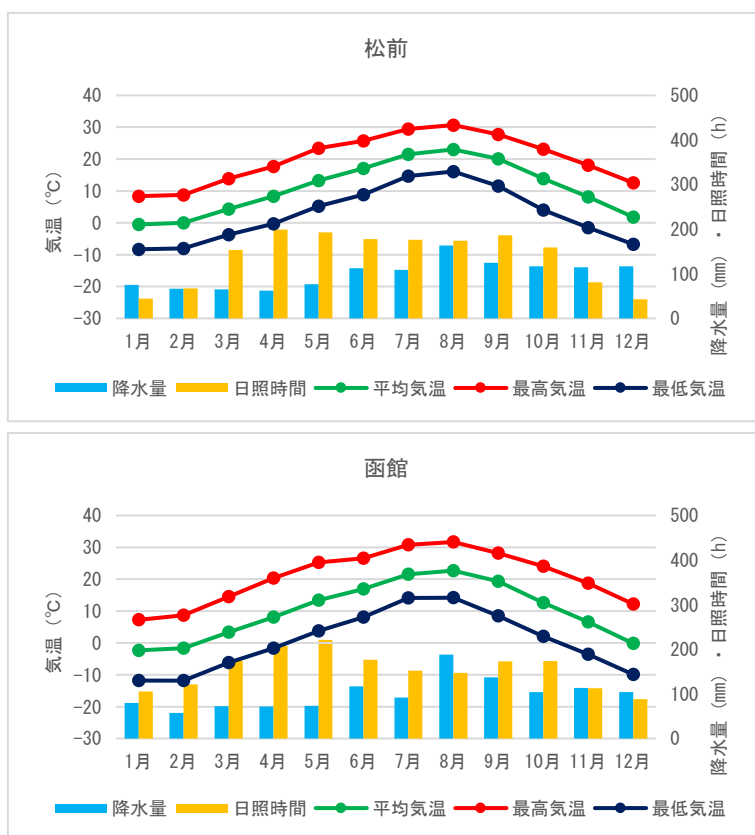


図 2-3 松前および函館観測点の気候グラフ

資料：気象庁「過去の気象データ」より作成

※ 2014～2023 年の月別平均

2. 推移傾向

図 2-4 は、松前観測点における平均気温、最高気温、最低気温、降水量、日照時間の年間平均値をグラフ化したものです。

2014 年以降おおむね 10℃台だった年間平均気温は、2019 年以降 11℃台に上昇し、2023 年には 12℃を超えています。最高気温は 19～20℃から 20～21℃に、最低気温は 2℃台半ばから 3℃前後になっており、福島町の気温は上昇傾向にあると言えます。

また、年によるばらつきはあるものの、年間平均 80～100 mmだった降水量は 2021 年以降 100 mmを下回らなくなっています。さらに、日中の雨量が一定なら反比例で短くなるはずの日照時間は、年間平均 130 時間台から 140 時間台と長くなっています。このことから、降雨が夜間に集中するように気象状況が変化している、もしくは日中の短時間雨量が増加傾向にあると考えられます。

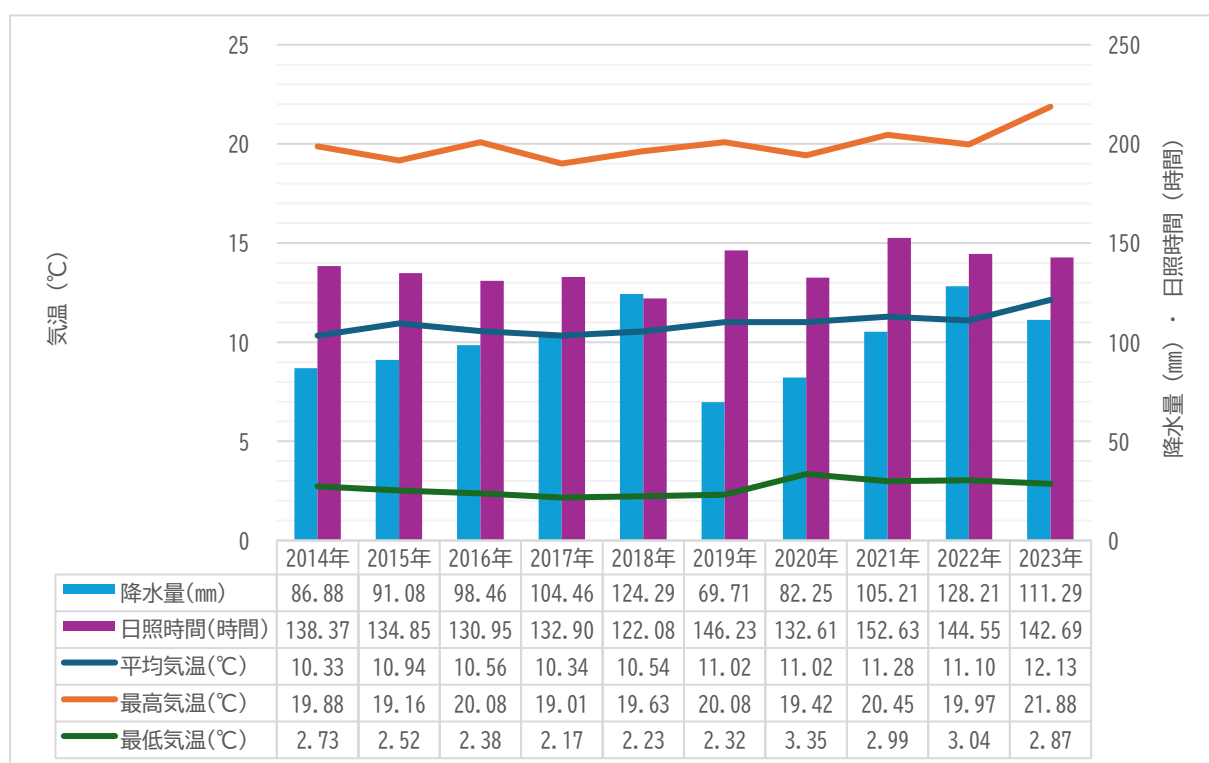


図 2-4 松前観測点の気象推移(2014 年～2023 年)

資料：気象庁「過去の気象データ」より作成

※ 2014～2023 年の年間平均

2-4 人口と世帯数

本町の 2024(令和 6)年 1 月 1 日時点の人口は 3,467 人、世帯数は 1,908 世帯で、国勢調査のデータが確認できる 1980(昭和 55)年(総人口 11,613 人、3,263 世帯)に比べ、総人口は約 30%、世帯数は 58%まで減少しています。

北海道の多くの自治体と同様に高齢化が進行し、それに伴って就業者数も減少傾向にあります。

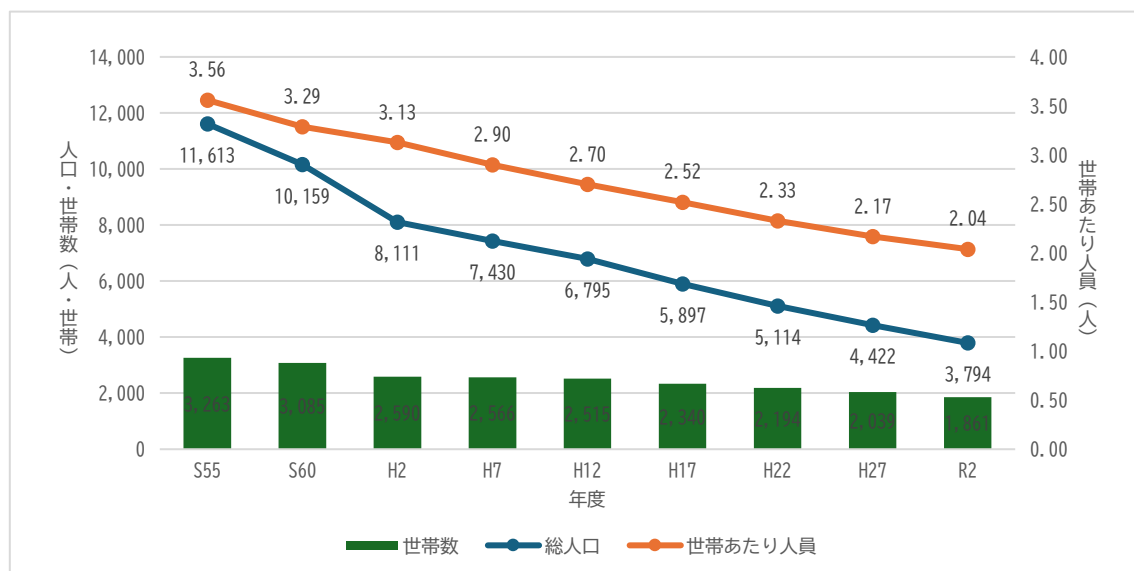


図 2-5 福島町の人口と世帯数の推移
資料：国勢調査(昭和 55 年～令和 2 年)より作成

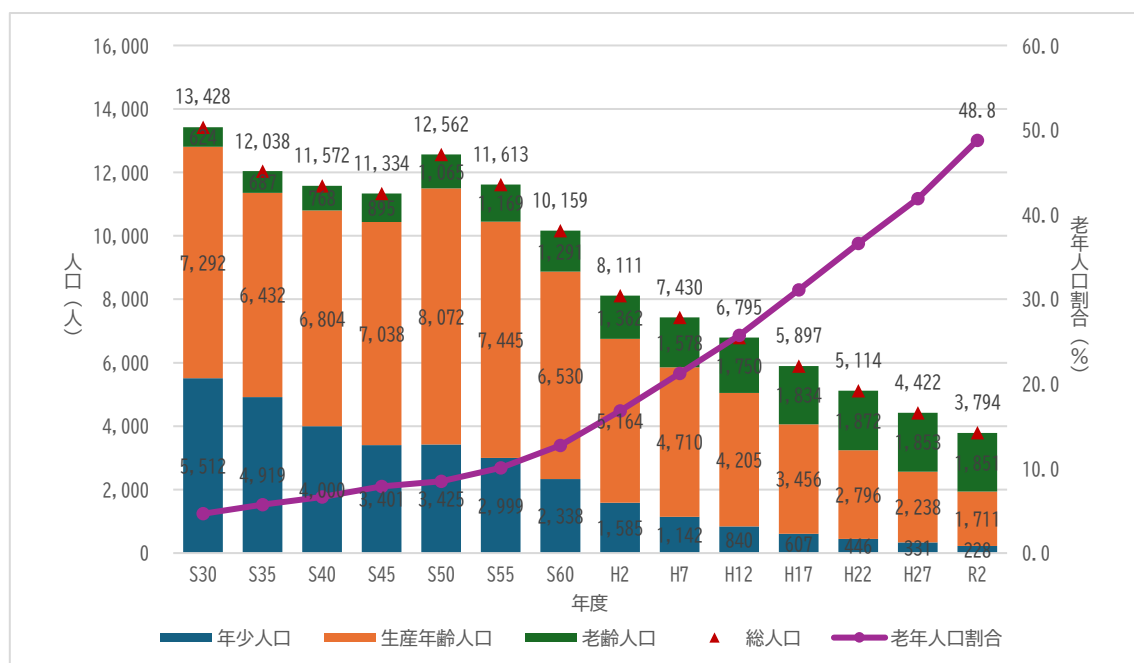


図 2-6 福島町の年齢 3 区分別人口と老年人口割合の推移
資料：国勢調査(昭和 30 年～令和 2 年)より作成

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)が公開している「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」では、本町の 2040 年の総人口は 1,682 人(2024 年の 49%)まで減少すると予測されています。

「第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略」(令和 4 年 3 月改正)において、本町が人口減少対策を講じた場合、2040 年の時点で総人口は 1,741 人と推計され、社人研推計に比べて約 60 人の減少を抑制することとなります。

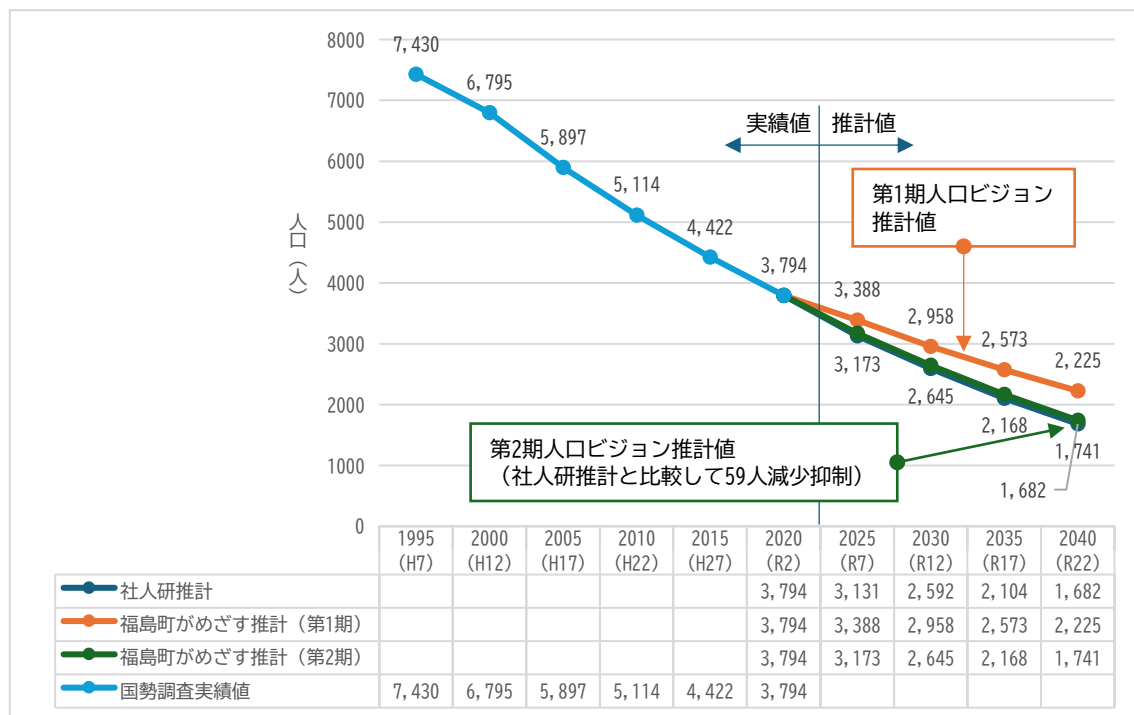


図 2-7 社人研による将来人口推計と福島町がめざす将来人口推計

出典:「第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略」(令和 4 年 3 月改正)

※ 1995(昭和 7)年～2020(令和 2)年:国勢調査の総人口

※ 2025(令和 7)年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」および福島町の独自推計値

2-5 産業

1. 就業者数

各産業別の就業者数は、第3次産業が50%近くを占め、建設業、製造業の第2次産業が36%、第1次産業の漁業が13%となっています。

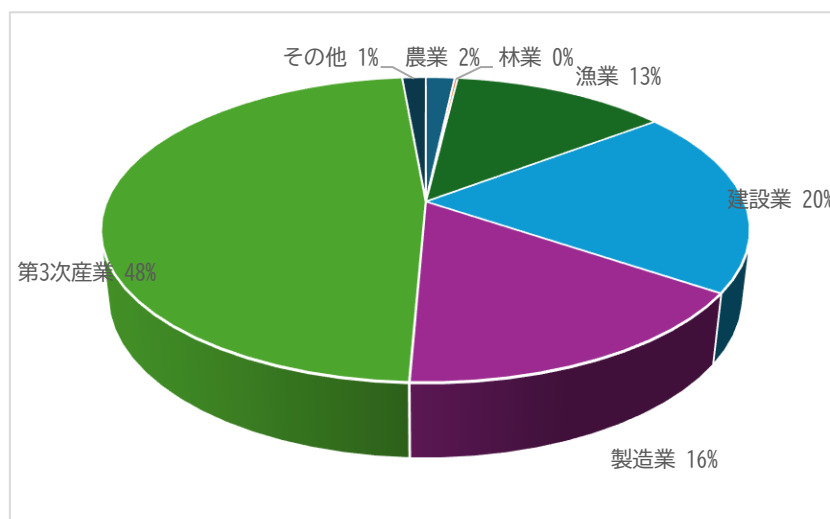


図 2-8 福島町の産業別就業者数の構成

資料:令和2年国勢調査より作成

第3次産業就業者の内訳は、卸売業・小売業22%、医療・福祉20%、公務15%の順で多く、福島町の人口のうち28%がこの3業種のいずれかに従事している計算になります。

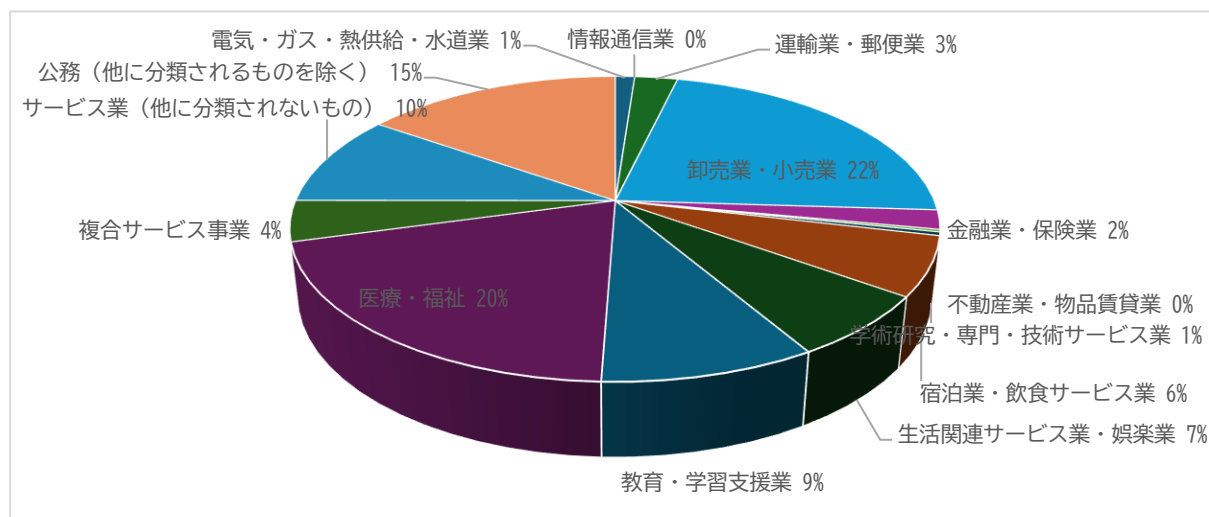


図 2-9 福島町の第3次産業就業者数の構成

資料:令和2年国勢調査より作成

2. 農業

農業は稲作が中心ですが、千軒そば、横綱椎茸など、農産品の強化を図り、産地から新しい食文化の提案を目指すと共に、作付面積の拡大支援などを行っています。

3. 林業

輸入材との競合で国内の林業は建て直しが迫られていますが、木材に対するニーズや知識は高まっています。

福島町の林業はスギ材が大半を占め、伐期を迎える林部も多く、「道南スギ」としての優良材の生産に努めるとともに、豊かな森林資源の保育管理を進めています。

4. 漁業

福島町はイカ漁のメッカであり、日本最大級のスルメ生産量を誇ります。

他に先駆けて昆布、アワビ、ヒラメなどの養殖や中間育成事業を進めてきた成果が着実に実を結び、漁場の活力持続や生産量の安定など、漁業経営に確かな展望が持てるようになりました。

また、鮮魚の価格向上の検討、海面の有効利用についても取組を深めています。

5. 水産加工業

福島町では、水産加工業も重要な産業です。漁獲された魚介類を加工し、付加価値を高める取組が行われています。スルメや昆布の加工品が特産品として知られています。

6. 観光業

福島町の深い縁から生まれた、二つのミュージアム、「横綱千代の山・千代の富士記念館」「青函トンネル記念館」への入館者推進対策を積極的に進めています。

郷土から生まれた二人の横綱の栄光を中心にまちづくりが進められ、街の照明、橋の欄干デザイン、ストリートのネーミングなどに相撲が活かされ、「お相撲さんが居るまち」のイメージが定着しつつあります。

青函トンネル記念館は、新幹線が海を超える世界最大の海底トンネル建設の土木技術が収められた建設技術集積施設です。海底トンネルが地上に浮上したという物語的なデザインがユニークで、貴重な展示資料の他、施設の広場では朝市などのイベントが催され、集客効果を高めています。

また、2016 年にクルーズ業を担う一般社団法人「福島町まちづくり工房」が設立され、福島町より運営・管理業務を受諾する形で、2019 年に「青の洞窟」を含む岩部海岸を巡る観光船ツアー「岩部クルーズ」が開業しました。シーズン中は 4,000 名の予約(2022 年実績)に対し、実際に乗船が叶った約 2,000 名がクルーズに参加しています。岩部への釣り客等がいること等もあわせて、少なくとも年間 3,000 名を超える観光客が岩部を訪れています。

第3章 温室効果ガス排出量の現況・将来推計

本町の温室効果ガス排出量の現況推計を行います。また、今後追加的な対策を見込まない現状趨勢(BAU)ケースおよび脱炭素化推進に向けて各種対策を実施する対策ケースについて、それぞれ温室効果ガス排出量の将来推計を行います。

本計画で温室効果ガス排出量の把握対象とする部門・分野を表 3-1 に示します。環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 6 年 4 月)に準拠しつつ、福島町の地域特性に合わせた部門・分野別にエネルギー使用量の調査・推計を行います。

表 3-1 本計画で温室効果ガス排出量の把握対象とする部門・分野

ガス種	「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の部門・分野		本調査で対象とする部門・分類		
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	合わせて「民間事業所」とし、調査・推計		
		建設業・鉱業			
		農林水産業	「水産業」「林業」「農業」の3部門に分けて調査・推計		
	業務その他部門		「公共部門」として調査・推計		
	家庭部門		「家庭部門」として調査・推計		
	運輸部門	自動車(貨物)	「運輸部門」として調査・推計		
		自動車(旅客)			
		鉄道			
		船舶			
		航空	対象外		
エネルギー転換部門		対象外			
廃棄物の原燃料使用等		対象外			
産業廃棄物の処理等		「廃棄物部門：産業廃棄物」として調査・推計			
エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	対象外		
		自動車走行	対象外		
		鉄道	対象外		
		船舶	対象外		
		航空	対象外		
	燃料からの漏出分野		対象外		
	工業プロセス分野		対象外		
	農業分野	耕作	対象外		
		畜産	対象外		
		農業廃棄物	対象外		
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	「廃棄物部門：一般廃棄物」として調査・推計	
			産業廃棄物	対象外	
		埋立処分	一般廃棄物	対象外	
			産業廃棄物	対象外	
		排水処理	工場廃水処理施設	対象外	
			終末処理場	対象外	
			し尿処理施設	対象外	
			生活排水処理施設	対象外	
	コンポスト化		対象外		
	代替フロン等4ガス分野		対象外		

3-1 温室効果ガス排出量の現況推計

基準年度である 2013 年度及び現況年度として 2023 年度の温室効果ガス排出量の推計を行いました。

2013 年度の排出量については、環境省の「自治体排出量カルテ(令和 6 年 3 月)」の数値を採用しました。

現況年度については、前項で示した部門・分野別に以下の手法で使用エネルギー量などを調査し、CO₂ 排出量に換算して推計を行いました。

表 3-2 部門・分野ごとの調査・推計方法

部門・分野		調査・推計方法
産業部門	水産業	・全漁業者を対象に行ったアンケート調査の回答を基に推計 ・福島町内の漁業協同組合を対象にヒアリング調査を実施し、年間のエネルギー消費量を把握して推計を補足
	農業	・全営農者を対象に行ったアンケート調査の回答を基に推計
	林業	・福島町内の森林の維持管理を行っている森林組合(町有林・民有林)並びに渡島森林管理署(国有林)からの情報を基に森林による CO ₂ 吸収量を推計 ・併せて現在の管理状況等について聞き取りを実施
	民間事業所	・中小事業者については、全事業者を対象に行ったアンケート調査の回答を基に推計 ・福島町内に大規模な施設を所有する事業所については、ヒアリング調査を実施
公共部門		・福島町町有施設の 2023 年度エネルギー使用量調査結果を基に推計
家庭部門		・福島町在住者の内、無作為に抽出した 400 人に行ったアンケート調査の回答を基に推計
運輸部門		・自動車については、環境省が提供している「運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計データ(次世代自動車考慮版)(令和 6 年 3 月)」を使用して算出 ・鉄道および船舶については、環境省が公開している「自治体排出量カルテ(令和 6 年 3 月)」を基に推計
廃棄物部門	一般廃棄物	・福島町および渡島西部広域事務組合からの情報を基に推計
	産業廃棄物	・福島町および渡島西部広域事務組合からの情報を基に推計

温室効果ガス排出量の現況推計結果を表 3-3、図 3-1 に示します。

2013 年度の排出量は約 40,940t-CO₂、森林などによる吸収量を差し引く前の 2024 年度の排出量は約 30,520t-CO₂ と推計され、対基準年度比 74.5%となっています。さらに森林などによる吸収量約 19,290t-CO₂ を差し引くと、排出量は約 11,220t-CO₂ となり、基準年度の 27.4%となります。

表 3-3 温室効果ガス排出量現況推計

		2013 年度（基準年度）		2023 年度（現況年度）		
		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	対基準年比 (%)
CO ₂ 排出量		40,940	100.0%	30,517	100.0%	74.5%
	産業部門	12,950	31.6%	11,563	37.9%	89.3%
	民間事業所	11,950	-	7,412	-	62.0%
	製造業	11,000	-	-	-	-
	建設業・鉱業	950	-	-	-	-
	農林水産業	1,000	-	4,151	-	415.1%
	水産業	-	-	3,969	-	-
	農業	-	-	182	-	-
	公共部門	7,000	17.1%	1,212	4.0%	17.3%
	家庭部門	12,000	29.3%	7,456	24.4%	62.1%
	運輸部門	8,370	20.4%	9,417	30.9%	112.5%
	自動車	8,000	-	9,197	-	115.0%
	旅客	-	-	4,290	-	-
	貨物	-	-	4,907	-	-
	鉄道	370	-	220	-	59.5%
	船舶	0	-	0	-	-
	廃棄物部門	620	1.5%	869	2.8%	140.2%
	一般廃棄物	-	-	647	-	-
	産業廃棄物	-	-	222	-	-
CO ₂ 吸収量		-	-	19,294	-	-
	森林	-	-	18,924	-	-
	海洋	-	-	370	-	-
排出量-吸収量		40,940	-	11,223	-	27.4%

※ 2013 年度(基準年度)の数値出典:環境省「自治体排出量カルテ(令和 6 年 3 月)」

※ 2023 年度(現況年度)の廃棄物部門(産業廃棄物):処理量・内訳不明のため、施設の運用に伴うエネルギー起源 CO₂のみ算出

※ 森林による CO₂ 吸収量:林野庁「森林づくりによる二酸化炭素吸収計算シート」による計算結果(国有天然林および無立木地を除く)

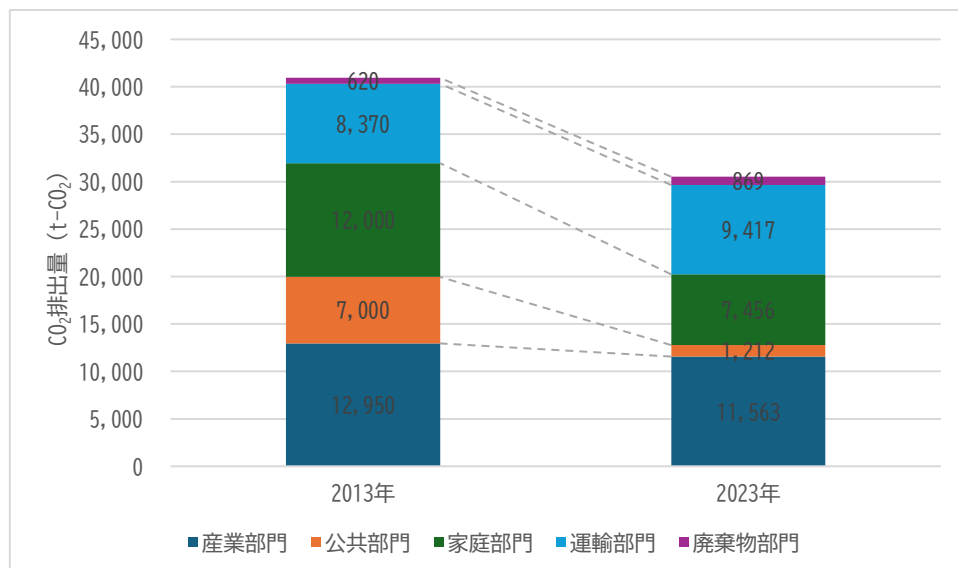


図 3-1 温室効果ガス排出量現況推計結果

温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比を図 3-2 に示します。

2023 年度においては、公共部門、家庭部門の占める割合が減少し、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の占める割合が増加しています。

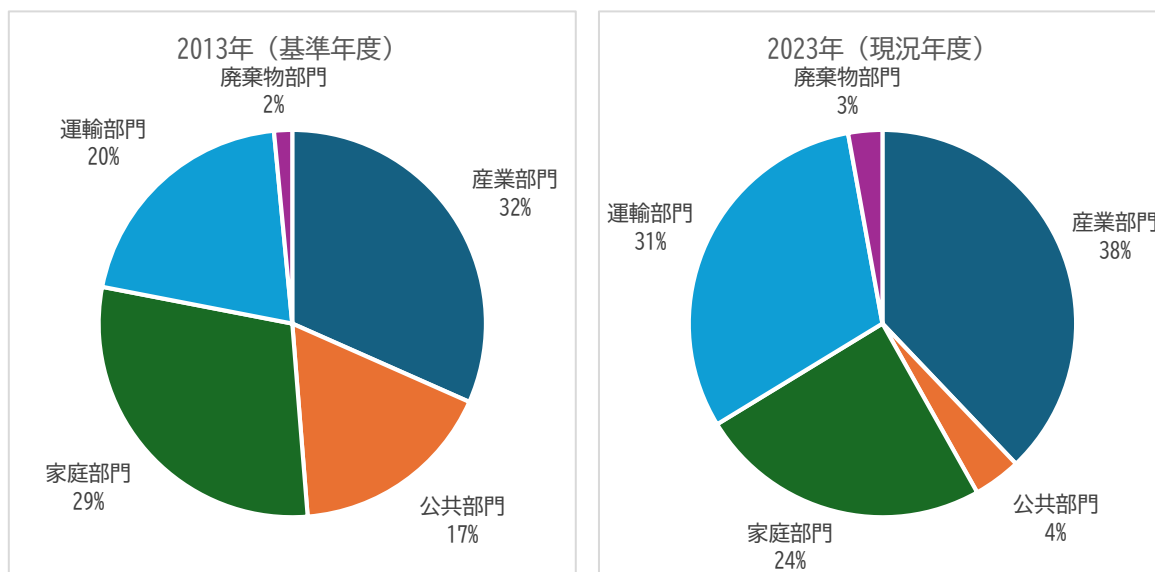


図 3-2 温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比

3-2 温室効果ガス排出量の将来推計（現況趨勢（BAU）ケース）

今後追加的な対策を見込まずに、人口や産業活動などの動向のみを反映した BAU(Business as usual)ケースについて、2030 年度及び 2050 年度の温室効果ガス排出量を推計しました。

推計に用いた設定条件を以下に示します。

表 3-4 現状趨勢(BAU)ケースの推計条件

部門・分野		推計条件
産業部門	水産業	・ 事業者数…現状維持※ ¹
	農業	
	林業	
	民間事業所	・ 中小事業者数…世帯数の推移予測に準じて増減 ・ 大規模事業者数…現状維持※ ¹
公共部門		・ 施設数と規模…現状維持
家庭部門		・ 世帯数の推移予測に準じて増減
運輸部門		・ 自動車（旅客）台数…世帯数の推移予測に準じて増減 ・ 自動車（貨物）台数…現状維持※ ² ・ 自動車 1 台あたりのトリップ数およびトリップ距離…現状維持 ・ 鉄道および船舶…現状維持※ ³
廃棄物部門		・ 廃棄物量…世帯数の推移予測に準じて増減

※ 1. 廃業する事業者が発生しても、代替の事業者が引き継ぐと想定

※ 2. 貨物量が減っても物流の集約などの効率化は行われず、車両数・便数が維持されると想定

※ 3. 複数地域にまたがるため、福島町のみの状況に依存しないと想定

表 3-5 推計に使用する福島町の人口および世帯数予測

年	人口総数（人）	世帯数（世帯）
2015 年	4,422	2,039
2020 年	3,794	1,861
2024 年	3,407	1,823
2025 年	3,388	1,893
2030 年	2,958	1,653
2035 年	2,573	1,437
2040 年	2,225	1,243
2045 年	1,821	1,017
2050 年	1,469	821

※ 紫文字：国勢調査による

※ 緑文字：福島町住民基本台帳による（2024 年 10 月 1 日時点）

※ 黒文字：「福島町人口ビジョン・総合戦略」（第一期）による

※ 赤文字：2040 年の推計値に、社人研推計の減少率を乗じて算出

※ 青文字：人口総数の推計値を 2024 年の世帯あたり人数（1.79）で除して算出

推計結果を表 3-6 および図 3-3 に示します。

何らの CO₂ 排出量削減対策を取らずに推移した場合、現況の排出量 30,517t-CO₂ から人口減に伴って徐々に排出量は減少し、2030 年で 29,164t-CO₂、2050 年で 22,540t-CO₂ となります。しかし森林・海洋による吸収量 19,294t-CO₂ を差し引いても、2050 年時点で約 3,246t-CO₂ の排出量が残ることとなり、ゼロカーボンには至りません。何らかの削減対策を立てて実行していくことが必要です。

表 3-6 温室効果ガス排出量将来推計結果(BAU ケース)(単位:t-CO₂)

				2013 年 (基準年度)	2023 年 (現況年度)	2030 年度	2050 年度
CO ₂ 排出量の目標値 (対基準年度比)				-	-	22,108 (46%削減)	0 (100%削減)
CO ₂ 排出量				40,940	30,517	29,164	22,540
産業部門				12,950	11,563	11,386	10,520
民間事業所				11,950	7,412	7,235	6,369
製造業				11,000	-	-	-
建設業・鉱業				950	-	-	-
農林水産業				1,000	4,151	4,151	4,151
水産業				-	3,969	3,969	3,969
農業				-	182	182	182
公共部門				7,000	1,212	1,212	1,212
家庭部門				12,000	7,456	6,761	3,358
運輸部門				8,370	9,417	9,017	7,059
自動車				8,000	9,197	8,797	6,839
旅客				-	4,290	3,890	1,932
貨物					4,907	4,907	4,907
鉄道				370	220	220	220
船舶				0	0	0	0
廃棄物部門				620	869	788	391
一般廃棄物				-	647	-	-
産業廃棄物				-	222	-	-
CO ₂ 吸収量				-	19,294	19,294	19,294
森林				-	18,924	18,924	18,924
海洋				-	370	370	370
排出量-吸収量				40,940	11,223	9,870	3,246

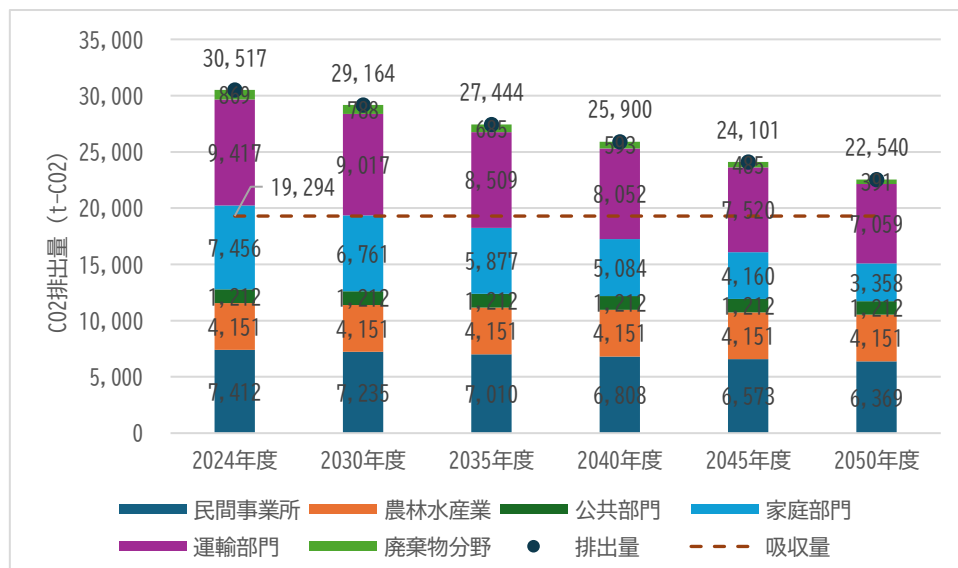


図 3-3 温室効果ガス排出量将来推計結果(BAU ケース)

3-3 温室効果ガス排出量の将来推計（施策ケース）

前項の推計条件に加え、本町の地域特性および現況を鑑み、実施可能かつ有効性が高いと考えられる温室効果ガス排出量削減メニュー（表 3-7）を行った場合の推計結果を表 3-8 に示します。

表 3-7 温室効果ガス排出量削減メニュー

削減メニュー		施策 A		施策 B	
		～2030 年度	～2050 年度	～2030 年度	～2050 年度
公共施設の再編と ZEB Ready 化		面積減のみ	面積減のみ	面積減+ZEB Ready	面積減+ZEB Ready
車両の HV 化※	旅客	車両の 31.3%	車両の 42.2%	車両の 32.2%	車両の 80.0%
	貨物	-	車両の 34.9%	-	車両の 89.5%
個人住宅の断熱などの強化		-	世帯数の 10%	-	世帯数の 30%
個人住宅への太陽光発電導入		-	世帯数の 10%	-	世帯数の 30%
民間事業所の断熱などの強化		-	事業所数の 10%	-	事業所数の 30%
民間事業所への太陽光発電導入		-	事業所数の 10%	-	事業所数の 30%
個人住宅の電源を風力へ転換		-	世帯数の 50%	-	世帯数の 100%

※ 東京都主税局「自動車関連税制に関する税込シミュレーション等調査 4.車両電動化の見通し」による電動化率推計値を使用

施策 A:シナリオ 0.1(政府の政策を考慮しない×バッテリー技術が保守的成長)の電動化率

施策 B:シナリオ 2(政府が電動化を推進×バッテリー技術が革新的成長)の電動化率

表 3-8 温室効果ガス排出量将来推計結果(単位:t-CO₂)

	2013 年 (基準年度)	2023 年 (現況年度)	施策 A		施策 B	
			2030 年度	2050 年度	2030 年度	2050 年度
CO ₂ 排出量の目標値 (対基準年度比)	-	-	22,108 (46%削減)	0 (100%削減)	22,108 (46%削減)	0 (100%削減)
CO ₂ 排出量	40,940	30,517	28,615	20,274	28,324	16,932
産業部門	12,950	11,563	11,386	10,174	11,386	9,482
民間事業所	11,950	7,412	7,235	6,023	7,235	5,331
製造業	11,000	-	-	-	-	-
建設業・鉱業	950	-	-	-	-	-
農林水産業	1,000	4,151	4,151	4,151	4,151	4,151
水産業	-	3,969	3,969	3,969	3,969	3,969
農業	-	182	182	182	182	182
公共部門	7,000	1,212	956	878	686	439
家庭部門	12,000	7,456	6,761	2,681	6,761	1,847
運輸部門	8,370	9,417	8,724	6,150	8,703	4,773
自動車	8,000	9,197	8,503	5,930	8,483	4,553
旅客	4,000	4,290	3,596	1,659	3,576	1,254
貨物	3,000	4,907	4,907	4,271	4,907	3,299
鉄道	370	220	220	220	220	220
船舶	0	0	0	0	0	0
廃棄物部門	620	869	788	391	788	391
一般廃棄物	-	647	-	-	-	-
産業廃棄物	-	222	-	-	-	-
CO ₂ 吸収量		19,294	19,294	19,294	19,294	19,294
森林		18,924	18,924	18,924	18,924	18,924
海洋		370	370	370	370	370
排出量-吸収量	40,940	11,223	9,320	980	9,030	▲2,362

※ 表中の合計値は、四捨五入の関係で個別値と一致しない場合があります。

施策 A では森林保全を行っても目標値には僅かに届かず、施策 B を講じ、かつ森林保全を行うことで 2050 年には吸収量が排出量を上回る推計結果となっています。ただし森林保全を怠り、森林による CO₂ 吸収量が減少するとゼロカーボンには達成できない計算となり、施策に加え、計画的に森林保全を行っていく必要があります。

第4章 計画の目標

温室効果ガス排出量の現況・将来推計を踏まえて、計画の目標となる温室効果ガス排出量削減目標および再生可能エネルギー導入目標を設定し、本町の地球温暖化対策に係る将来ビジョンを提示します。

4-1 温室効果ガス排出量削減目標

本町では、「福島町脱炭素戦略」(令和7年1月策定)において、2030年度及び2050年度の温室効果ガス排出量を、2013(基準)年度からそれぞれ46%、100%削減することを基本方針として目指すとしています。このため、本計画においても、「福島町脱炭素戦略」に準じて、温室効果ガス排出量削減目標を以下のとおり設定します。

【本町の温室効果ガス排出量削減目標】

- ◎ 2030年度までに基準年度(2013)比46%削減
 $40,940\text{t-CO}_2 - (40,940\text{t-CO}_2 \times 46\%) \Rightarrow 22,108\text{t-CO}_2$
- ◎ 2050年度までに基準年度(2013)比100%削減
 $40,940\text{t-CO}_2 - (40,940\text{t-CO}_2 \times 100\%) \Rightarrow 0\text{t-CO}_2$

4-2 将来ビジョン

「第6次福島町総合計画」(令和6年2月14日策定)において、本町のまちづくりの推進テーマとして設定されている「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現を目指し、本町を環境先進地とするため、温室効果ガス排出量の削減に努め、脱炭素社会への移行に取り組んでいきます。

「3-3. 温室効果ガス排出量の将来推計(施策ケース)」で示したメニューおよび森林保全を重点メニューとして実行し、本町が目指すべき2050年の姿を表4-2に示します。

表 4-1 温室効果ガス排出量削減メニュー(表 3-7 再掲)

削減メニュー		施策 A		施策 B	
		～2030 年度	～2050 年度	～2030 年度	～2050 年度
公共施設の再編と ZEB Ready 化		面積減のみ	面積減のみ	面積減 + ZEB Ready	面積減 + ZEB Ready
車両の HV 化※	旅客	車両の 31.3%	車両の 42.2%	車両の 32.2%	車両の 80.0%
	貨物	-	車両の 34.9%	-	車両の 89.5%
個人住宅の断熱などの強化		-	世帯数の 10%	-	世帯数の 30%
個人住宅への太陽光発電導入		-	世帯数の 10%	-	世帯数の 30%
民間事業所の断熱などの強化		-	事業所数の 10%	-	事業所数の 30%
民間事業所への太陽光発電導入		-	事業所数の 10%	-	事業所数の 30%
個人住宅の電源を風力へ転換		-	世帯数の 50%	-	世帯数の 100%

表 4-2 福島町の将来ビジョンと施策による CO₂ 排出削減量(単位:t-CO₂)

主要施策実現への重点メニュー				I	II	III	IV	V	VI	
				公共	運輸	家庭	事業者	風	森と海	
				公共施設再編 × 脱炭素化の推進	電気自動車	脱炭素化普及啓発プロジェクト	地元企業との連携	大規模再生可能エネルギー	豊かな自然との共生	
1	公共施設の再編と ZEB Ready 化による CO ₂ 排出量の削減	1-1	2030 年まで公共施設の面積減	256						
		1-2	2030～2050 年公共施設の ZEB Ready 化	517						
2	ゼロカーボンドライブ普及などによる運輸部門での CO ₂ 排出量削減	2	車両のハイブリッド化		2,286					
3	住民の理解と協力を得る事での CO ₂ 排出量削減	3-1	個人住宅の断熱などの強化 30%			403				
		3-2	個人住宅への太陽光発電設置 30%			515				
4	地元企業の理解と協力を得る事での CO ₂ 排出量削減	4-1	民間事業所の改築などに合わせた省エネルギー化 30%				955			
		4-2	民間事業所への太陽光発電設置 30%				83			
5	風力発電への電源置き換えによる CO ₂ 排出量削減	5-1	事業所の電源置き換え 100%					保留		
		5-2	個人住宅の電源置き換え 100%					593		
6	豊かな自然環境や森林を保護する事での CO ₂ 排出量削減	6-1	森林系バイオマスエネルギーの活用	1-2 に含む					1-2 に含む	
		6-2	森林・海洋保全による CO ₂ 吸収量の維持						19,294	
小計				773	2,286	918	1,038	593		
総計				5,608						19,294

※ 現況趨勢(BAU)ケースからの削減量

第5章 目標達成のための取組

本計画の目標(温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー導入目標)を達成するための基本方針を設定したうえで、主体(町、町民、事業者)別の取組一覧を示します。また、本町が特に取り組むべき施策を重点施策として設定します。

5-1 目標達成のための基本方針

本町の温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギー導入目標の達成に向けて、「基本方針1:省エネルギーの推進と脱炭素型ライフスタイルへの転換」「基本方針2:地域の再生可能エネルギーの活用」「基本方針3:温室効果ガス吸収源の保全・創出」の3つの基本方針に沿って、町、町民、事業者の3者が連携して、取組を進めていくこととします(図 5-1 参照)。

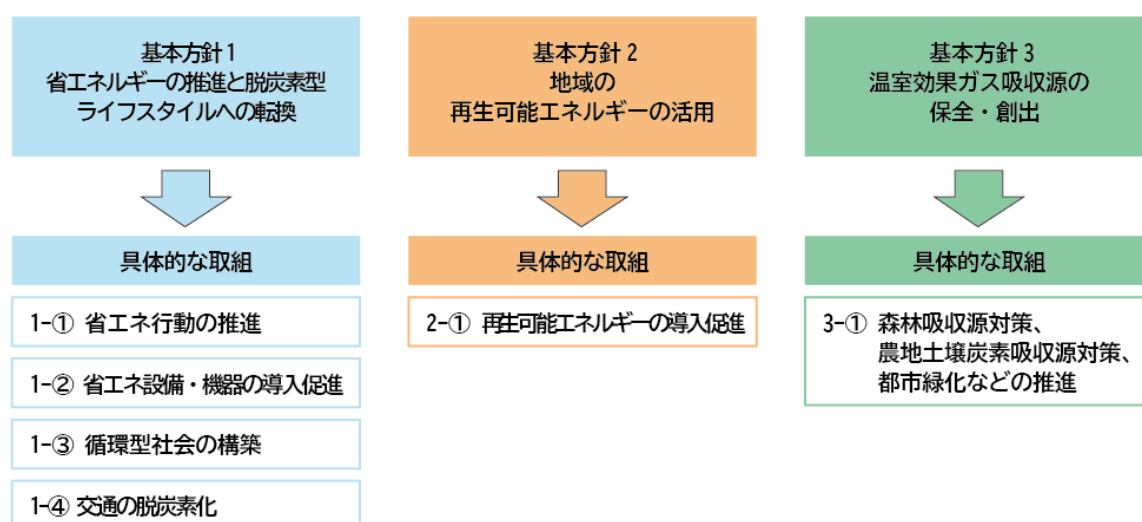


図 5-1 目標達成のための基本方針

5-2 主体別の取組一覧

基本方針 1：省エネルギーの推進と脱炭素型ライフスタイルへの転換

1-① 省エネ行動の推進

町の取組

- ・ 町の事務事業において、給湯器、照明、冷暖房・空調、電気機器などの電気・燃料使用量の削減に繋がる省エネ行動を率先して実践します。
- ・ 町民に対して、広報紙や町のホームページを通じて、日常生活で身近にできる地球温暖化対策など、脱炭素社会の実現に繋がる情報の周知を図ります。
- ・ 放課後児童クラブなどを活用し、子ども達を対象とした環境学習を実施することにより、町民の環境意識の醸成を図ります。

町民の取組

- ・ 幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省 CO₂・省エネ提案・アドバイスを行う「家庭エコ診断」を活用し、効果的な CO₂ 排出削減行動を実践しましょう。
- ・ クールビズ・ウォームビズ、冷暖房の適切な温度管理、不要な照明の消灯などの省エネ行動を実践しましょう。
- ・ エコマーク等の環境ラベルを参考として、環境負荷の少ない製品を選択・購入するように努めましょう。
- ・ 製品を購入する際には、ノンフロン・低 GWP 型指定製品を選択するように努めましょう。

事業者の取組

- ・ クールビズ・ウォームビズ、冷暖房の適切な温度管理、不要な照明の消灯などの省エネ行動を実践しましょう。
- ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取得に努めましょう。
- ・ エコマーク等の環境ラベルを参考として、環境負荷の少ない製品を選択・購入するように努めましょう。
- ・ 複数の工場・事業者が連携してエネルギーを融通し、省エネルギー化を図るように努めましょう。
- ・ 地球温暖化への影響が大きい石炭・重油から、影響が少ないガス等へと、燃料の転換を進めるように努めましょう。
- ・ 施肥に伴う一酸化二窒素(N₂O)排出を削減するため、施肥設計を見直して、施肥量を低減するように努めましょう。

1-② 省エネ設備・機器の導入促進

町の取組

- ・ 公共施設への省エネルギー性能の高い設備・機器の率先導入に努めます。
- ・ 公共施設の建替えの際には、ZEB などの省エネルギー性能が高い施設となるよう努めるとともに、BEMS などの導入に努めます。
- ・ 国の ZEH 補助金の交付対象となる住宅の取得に対して、その費用の一部を補助することにより、ZEH などの省エネルギー性能が高い住宅の導入を促進します。
- ・ 自動運転農業機械や農業用ドローンの導入に対して、その費用の一部を補助することにより、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業であるスマート農業の普及を促進します。
- ・ 工事成績評定や入札における評価項目とすることにより、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進します。

町民の取組

- ・ 高効率給湯器や高効率照明、省エネルギー型浄化槽などの高効率な省エネルギー機器の導入に努めましょう。トップランナー制度の対象機器については、トップランナー基準以上のエネルギー効率が低いものを導入するように努めましょう。
- ・ 住宅を新築・改修する際には、ZEH などの省エネルギー性能が高い住宅とするように努めましょう。
- ・ HEMS やスマートメーター、スマートホームデバイスなどを導入して家庭のエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー消費の低減に努めましょう。

事業者の取組

- ・ 高効率給湯器、高効率照明、高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率産業用モータ・インバータ、高性能ボイラー、コージェネレーションなどの省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努めましょう。トップランナー制度の対象機器については、トップランナー基準以上のエネルギー効率が低いものを導入するように努めましょう。
- ・ 建設業においては、省エネルギー型の建設機械の導入に努めましょう。
- ・ 農業においては、省エネルギー型の施設園芸設備や農業機械の導入に努めましょう。
- ・ 事業所を新築・改修する際には、ZEB などの省エネルギー性能が高い事業所とするように努めましょう。
- ・ BEMS や FEMS などを導入して事業所や工場のエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー消費の低減に努めましょう。

1-③ 循環型社会の構築

町の取組

- ・ 町の事務事業において、水道や用紙類の使用量の削減に係る取組や、廃棄物の減量・リサイクルの推進に係る取組を率先して実施します。
- ・ ごみ処理手数料の定期的な見直しにより、資源ごみとの差を設けることで、リサイクルされないごみの排出を抑制します。
- ・ 冊子やスマートフォンアプリなどを活用して、手軽に利用できて分かりやすいごみの分別に係る情報を発信することにより、ごみの適正な分別を促進し、リサイクルの推進を図ります。
- ・ 家庭用生ごみ処理機の購入に対して、その費用の一部を補助することにより、家庭からの生ごみの排出抑制を促進します。
- ・ 土壌中にすき込むことで分解される生分解性マルチの購入に対して、その費用の一部を助成し、その成果を検証のうえ事業を継続して実施することにより、農業由来の廃プラスチックの排出抑制を促進します。

町民の取組

- ・ マイバッグ・マイボトル・マイ箸を使用するなど、使い捨て製品ではなく繰り返し使える製品を選択・購入することで、ごみの排出抑制に努めましょう。
- ・ 買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認する、食べられる分の料理を作る、3010 運動を実践するなどの対策により、食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ 壊れたものでも修理して使う、使わなくなったものはリサイクルショップやフリマアプリを活用して売却するなどの対策により、製品の再使用に努めましょう。
- ・ 分別ルールに従いごみを適切に分別することで、リサイクルの推進に協力しましょう。

事業者の取組

- ・ 事業系ごみの排出抑制に努めましょう。
- ・ 食品の生産、製造、販売の各過程において、食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ 分別ルールに従いごみを適切に分別することで、リサイクルの推進に協力しましょう。
- ・ 農業残渣や家畜排泄物、製材廃材などのバイオマスについては、再生可能エネルギーとして有効利用することを検討しましょう。

1-④ 交通の脱炭素化

町の取組

- ・ 町の事務事業において、公用車利用の合理化・走行量の抑制やエコドライブの徹底を率先して実施します。
- ・ 公用車を更新する際には、環境にやさしい次世代自動車を選択するように努めます。
- ・ 職員に対して、徒歩又は自転車などによる環境にやさしいエコな通勤手段の利用を促します。
- ・ 町民や事業者に対して、広報紙や町のホームページを通じて、公共交通機関の利用促進の周知を図るとともに、公共交通機関の利便性が向上するよう、公共交通事業者との協議の場を設け、要請活動を実施するよう努めます。
- ・ 電気自動車の充電設備を設置するなど、次世代自動車の普及促進に向けたインフラ整備を進めます。
- ・ 観光客の町内回遊のための低炭素型交通手段(電気自転車など)の導入に向けて、調査・研究を進めます。

町民の取組

- ・ 近距離であれば徒歩・自転車での移動を、中長距離であれば公共交通機関での移動を心がけましょう。
- ・ 自家用車を使用する際には、エコドライブや相乗りを心がけましょう。
- ・ 自家用車を購入する際には、環境にやさしい次世代自動車を選択するように努めましょう。

事業者の取組

- ・ 事業活動においては、徒歩・自転車・公共交通機関での移動を心がけましょう。
- ・ 従業員に対して、環境にやさしいエコな通勤手段の利用や在宅勤務・テレワーク等によるエコ通勤を促すように努めましょう。
- ・ 社用車を使用する際には、エコドライブや相乗りを心がけましょう。
- ・ 社用車を購入する際には、環境にやさしい次世代自動車を選択するように努めましょう。

基本方針 2：地域の再生可能エネルギーの活用

2-① 再生可能エネルギーの導入促進

町の取組

- ・ 公共施設や町有地への太陽光発電設備の導入を検討します。
- ・ 小型風力発電設備や小水力発電設備、バイオマス発電設備、地中熱ヒートポンプシステムなどの太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。
- ・ 電力を調達する際には、再生可能エネルギー等の排出係数の低い電力の調達を検討します。
- ・ J-クレジット制度を活用することで、再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出削減量をクレジット化して、他の場所で使用してもらうことを検討します。
- ・ 町内で工事が完了しつつある風力発電事業及び発掘調査が行われている地熱発電事業の事業化に向けて、必要な支援を行います。
- ・ 新しく町内で再生可能エネルギー事業を検討している事業者の相談に応じ、必要であれば適切な支援を行います。
- ・ 町民を対象とした再生可能エネルギー事業の現場見学会を実施し、再生可能エネルギーの導入促進に対する町民の理解の醸成を図ります。
- ・ 住宅や事業所の新築・改修の際の再生可能エネルギー利用設備の導入に対して、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入を促進します。

町民の取組

- ・ 再生可能エネルギーやその利活用設備等に関する情報の入手や活用に努めましょう。
- ・ 太陽光発電設備や木質バイオマス(薪・ペレット)ストーブなどの再生可能エネルギー利用設備の導入に努めましょう。
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の導入に際しては、蓄電池や V2H システムなどの再生可能エネルギーを自立・分散型エネルギーとして活用できる設備の導入について、併せて検討しましょう。
- ・ 再生可能エネルギーに由来する環境負荷の少ない電力を使用するように努めましょう。

事業者の取組

- ・ 再生可能エネルギーやその利活用設備等に関する情報の入手や活用に努めましょう。
- ・ 太陽光発電設備や木質バイオマス(薪・ペレット)ストーブなどの再生可能エネルギー利用設備の導入に努めましょう。
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の導入に際しては、蓄電池や V2B システム、燃料電池などの再生可能エネルギーを自立・分散型エネルギーとして活用できる設備の導入について、併せて検討しましょう。
- ・ 再生可能エネルギーに由来する環境負荷の少ない電力を使用するように努めましょう。

基本方針 3：温室効果ガス吸収源の保全・創出

3-① 森林吸収源対策、農地土壌炭素吸収源対策、都市緑化などの推進

町の取組

- ・「森林環境保全整備事業」により、下刈りを行い、森林の保護及び培養を図ることで、町有林の健全な育成の推進を図ります。
- ・成長が早くCO₂収能力に優れたクリーンラーチの町有林への植林について、調査・研究を進めます。
- ・「豊かな森づくり推進事業」により、森林所有者などが行う造林事業に要する経費の一部を助成します。
- ・「民有林活性化対策造林推進事業」により、森林組合が行う造林事業に要する経費の一部を助成します。
- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手を育成確保する取組を推進します。
- ・「木づかい運動」や「木育」により、町産材の利用促進を図ります。

町民の取組

- ・地域で行われる森林保全活動や緑化活動に参加しましょう。
- ・自らが所有する森林を適切に管理しましょう。

事業者の取組

- ・事業活動を通して、森林保全や緑化の推進に協力しましょう。
- ・自らが所有する森林を適切に管理しましょう。
- ・町産材を積極的に活用するように努めましょう。
- ・堆肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを推進しましょう。

5-3 重点メニュー

温室効果ガス排出量削減効果の大きさや確実性、地域課題の解決・地域活性化への寄与の大きさなどを考慮し、本町が特に取り組むべき重点メニューとして以下を設定します。

重点メニュー1：公共施設の再編と ZEB Ready 化

町が率先して公共施設の省エネルギー化を進めることにより、公共施設における温室効果ガス排出量を削減するとともに、町民や事業者の建築物や設備・機器などの省エネルギー化に係る取組を促します。また、本メニューを推進することで、温室効果ガス排出量の削減に寄与するだけでなく、エネルギー購入量が削減されるため、財政の健全化にもつながります。

「使用していない建物の除却」「機能の集約が可能な公共施設の統廃合」「統廃合、長寿命化改修、大規模修繕時に併せて ZEB 化(ZEB Ready)」などを実施し、2050 年度には公共施設の延床面積約 3 割削減、ZEB Ready 化率 100%を目指します。

表 5-1 重点メニュー1：公共施設の再編と ZEB Ready 化実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
延床面積	46,389 m ² ※	36,616 m ²	33,627 m ²
ZEB Ready 化済延床面積	-	20,709 m ²	33,627 m ²
CO ₂ 排出量	1,212t-CO ₂	686t-CO ₂	439t-CO ₂

※「福島町公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改定)対象施設のうち、教員住宅、職員住宅、町営住宅などの住宅系施設を除いた延床面積

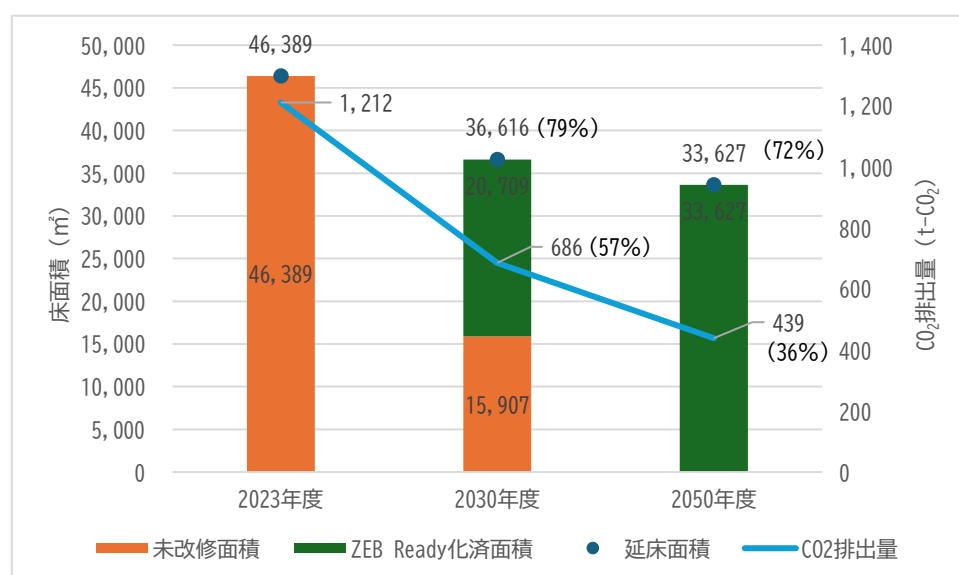


図 5-2 公共施設の延床面積と CO₂ 排出量の将来予測

重点メニュー2：車両のハイブリッド化

町が率先して公用車のハイブリッド化を進めることにより、車両部門における温室効果ガス排出量を削減するとともに、町民や事業者が所有する車両のハイブリッド化に係る取組を促します。また、本メニューを推進することで、温室効果ガス排出量の削減に寄与するだけでなく、燃料購入量が削減されるため、財政の健全化にもつながります。

経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2020 年 12 月策定、2021 年 6 月改訂）（以下「グリーン成長戦略」という）において、日本では「2035 年までに乗用車の新車販売で電動車 100%を実現する」という方針が定められています。これに伴い、今後電動車両の高性能化や充電器などのインフラ整備が進むと予測されます。

ハイブリッド車両の購入・買い換え、充電器の設置などを積極的に支援し、2050 年度には町内車両のハイブリッド化率 50%を目指します。

表 5-2 重点メニュー2：車両のハイブリッド化実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
車両台数	2,910 台※ ¹	2,706 台※ ³	1,705 台※ ³
ハイブリッド車両台数	—※ ²	639 台	1,432 台
CO ₂ 排出量	9,197t-CO ₂	8,464t-CO ₂	4,533t-CO ₂

※ 1 資料：国土交通省 北海道陸運局「市町村別保有車両数年報」

軽乗用車・軽貨物以外の車両数：令和 6 年 3 月現在＞函館運輸支局管内掲載データを使用

軽乗用車・軽貨物の車両数：福島町提供台数「1,238 台」を平成 31 年 3 月末現在掲載データの乗用：貨物比で按分した推計値を使用

※ 2：現況でのハイブリッド車両台数不明

※ 3：世帯数予測の減少率を乗じた推計値

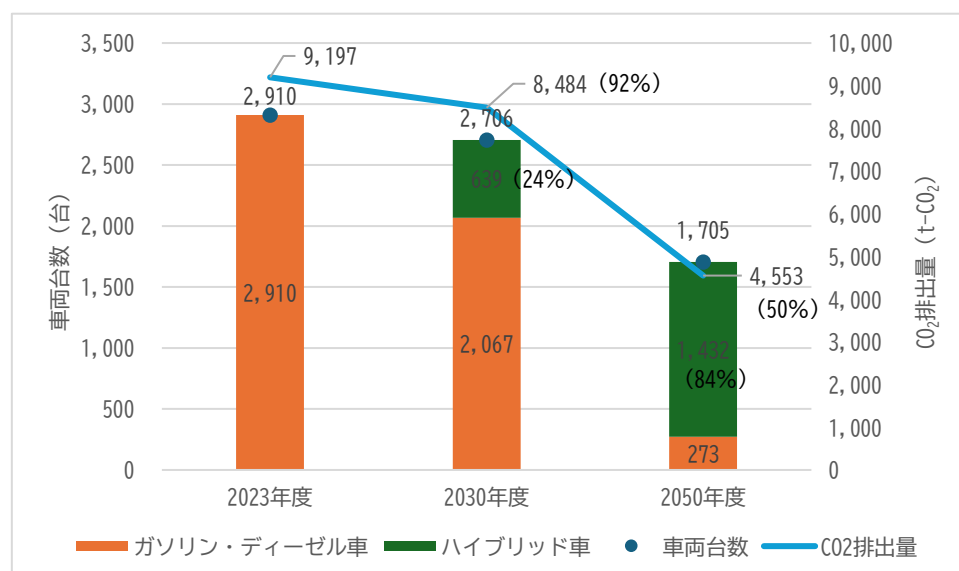


図 5-3 車両のハイブリッド化率と CO₂ 排出量の将来予測

重点メニュー3：個人住宅の断熱などの強化

本計画策定に先立ち、「福島町脱炭素戦略」(令和 7 年 1 月策定)策定にあたって行ったアンケート調査の結果から推計した本町の平均的な住戸の性能を表 5-3 に示します。

表 5-3 福島町の平均的な住戸の仕様

項目	単位	値	備考
平均住戸面積	m ²	139	「福島町脱炭素戦略」(令和 7 年 1 月策定) で実施したアンケート調査の結果
内部発熱	W	579	
一次エネルギー消費量	GJ/年	64.1	
CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	4.09	
建物の熱損失係数	W/(m ² ・K)	1.9	換気を含めた建物の熱性能
日射取得熱および人体発熱	W	340	暖房度日数を用いた簡易熱負荷計算により推定
暖房期日平均室温	℃	18	

これに対し、住戸の断熱性能の向上および高効率換気方式の導入により、現状の建物の熱損失係数 1.9W/(m²・K)から、札幌版次世代住宅基準等級ブロンズ相当の外皮平均熱貫流率(UA 値 = 0.4W/(m²・K)以下)および高効率換気設備(全熱交換器)の設置を前提に改修および新築を行うと、建物の熱損失係数は 1.0W/(m²・K)程度になり、住宅の一次エネルギー消費量および CO₂ 排出量は少なくとも約 40%削減され、38.5GJ/(戸・年)および 2.45t-CO₂/年になるとの推定結果が出ています。

また、「2-3 気象」で先述したとおり、気候的に北海道ではもっとも温暖な地域に位置しているにもかかわらず、上述のアンケート調査において「年間暖房日数 180 日以上」との回答が 67%、家の中が「寒い」「とても寒い」との回答が<起床時>63%、<日中>22%、<帰宅時>48%、<就寝時>41%、「光熱費が負担になっている」との回答が 79%との結果が出ています。住戸の断熱性能を向上させることは、温室効果ガス排出量削減と同時に、快適な温熱環境を実現し、光熱費の軽減にもつながります。

個人住宅の新築・改修にあたって、断熱性能などを強化できる構造、設備、建材・建具の導入などを積極的に支援し、2050 年度には町内世帯の 30%への実施を目指します。

表 5-4 重点メニュー3:個人住宅の断熱などの強化実現の指標

	2023 年度 (現況年度)	2030 年度	2050 年度
総世帯数	1,823 世帯※	1,653 世帯	821 世帯
個人住宅の断熱などの性能強化率	-	-	30%
CO ₂ 排出量	-	-	403t-CO ₂

※ 福島町住民基本台帳(2024.10.1)の世帯数

重点メニュー4：個人住宅への太陽光発電設置

個人住宅への太陽光発電パネルの設置を積極的に支援し、2050 年度には町内世帯の 30%への設置を目指します。本メニューを推進することで、温室効果ガス排出量の削減に寄与するだけでなく、エネルギー購入量が削減されるため、光熱費の軽減にもつながります。

表 5-5 重点メニュー4：個人住宅への太陽光発電設置実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
総世帯数	1,823 世帯※	1,653 世帯	821 世帯
個人住宅への太陽光発電設置率	-	-	30%
CO ₂ 排出量	-	-	515t-CO ₂

重点メニュー5：民間事業所の断熱などの強化

民間事業所の建物用途は多岐にわたり、個々の状況を把握しなければ正確な削減目標は定まりません。しかし、一般事務所の用途であれば、全国的に ZEB Ready の手法が確立していることから、改修および新築により、現在の消費量の 50%削減を目標とすることは容易と考えられます。

民間事業所の新築・改修にあたって、断熱性能などを強化できる構造、設備、建材・建具の導入などを積極的に支援し、2050 年度には事業所の 30%への実施を目指します。

表 5-6 重点メニュー5：民間事業所の断熱などの強化実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
総事業所数	179 事業所※	164 事業所	88 事業所
民間事業所の断熱などの性能強化率	-	-	30%
CO ₂ 排出量	-	-	403t-CO ₂

重点メニュー6：民間事業所への太陽光発電設置

民間事業所への太陽光発電パネルの設置を積極的に支援し、2050 年度には事業所の 30%への設置を目指します。本メニューを推進することで、温室効果ガス排出量の削減に寄与するだけでなく、エネルギー購入量が削減されるため、経費削減にもつながります。

表 5-7 重点メニュー6：民間事業所への太陽光発電設置実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
総事業所数	179 事業所※	164 事業所	88 事業所
民間事業所への太陽光発電設置率	-	-	30%
CO ₂ 排出量	-	-	83t-CO ₂

重点メニュー7：個人住宅の電源を風力発電へ転換

民間事業者の再生可能エネルギー発電事業の事業化実現に向け、行政として可能な支援を行います。

現在計画中の福島風力開発株式会社による「(仮称)福島町風力発電事業」は、町内の約 1,023ha を対象事業実施区域に設定し、最大 16 基の風力発電機(全高最大 180m、ローター直径最大 136m)による最大出力 48,000kW の風力発電所を設置する計画です。2024 年 6 月 12 日付で環境影響評価方法書に係る意見書が北海道知事から経済産業省宛てに提出済みであり、2030 年からの運転開始を目指して進行中です。ただし、当該事業により発電された電気は、「FIT・FIP 制度※」を用いて電力事業者に売電される予定のため、本町の再生可能エネルギー導入量としてそのままカウントすることはできません。

そこで、「個人住宅で消費される電気を 100%風力発電に置き換える(太陽光発電分を除く)」と想定した指標を定めます。

※ FIT(固定価格買取)制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

※ FIP(Feed-in Premium)制度：再生可能エネルギーで発電した電気を売電した際に、売電収入に加えてプレミアム(補助金)を上乗せした金額が支払われる制度。

表 5-8 重点メニュー7：個人住宅の電源の風力発電転換実現の指標

	2023 年度（現況年度）	2030 年度	2050 年度
総世帯数	1,823 世帯※	1,653 世帯	821 世帯
個人住宅への太陽光発電設置率※	-	-	30%
個人住宅の電源の風力発電転換率	-	-	100%
CO ₂ 排出量	-	-	593t-CO ₂

※ 重点メニュー4 による設置率

重点メニュー8：森林保全とバイオマスエネルギーの活用

温室効果ガスの吸収源である森林の整備(間伐および造林)を進めます。これにより、森林吸収量を確保し、温室効果ガス排出量の削減に寄与できるだけでなく、本町の林業を活性化することができます。

現状では、「特定間伐等促進計画」(令和 4 年 3 月策定/令和 5 年 3 月変更)による「特定植栽事業の実施促進」「森林経営計画などに基づく森林施業、森林施業の共同化などの推進」「路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進」「間伐材の利用の推進」「人材の育成・確保」などを行っていますが、これらの取組について、継続・強化を検討します。

また、豊かな森林を持つ福島町における間伐材を利用したバイオマスの賦存量は 1,330 m³/年、発熱量に換算して 10,246GJ/年相当との試算結果が出ています。公共施設の再編・ZEB Ready 化(重点メニュー1)を行う際や大型民間事業所の改修時などに、バイオマスボイラーの導入など豊富なバイオマス資源の有効活用についても検討することとします。

第6章 推進体制および進捗管理

本計画の推進体制および進捗管理について示します。

6-1 福島町地球温暖化対策推進委員会

2050 年の脱炭素化に向けた取組を推進するため、関係各課及び議会からなる「福島町地球温暖化対策推進委員会」を設置し、さらに「福島町地球温暖化対策推進会議」により、目標達成に向けた取り組みの状況と効果についての検証を行います。

進捗管理については、目標値(指標)を設定し、推進委員会の決議を経た上で取り組みを推進し、推進会議が取り組みの評価を行います。

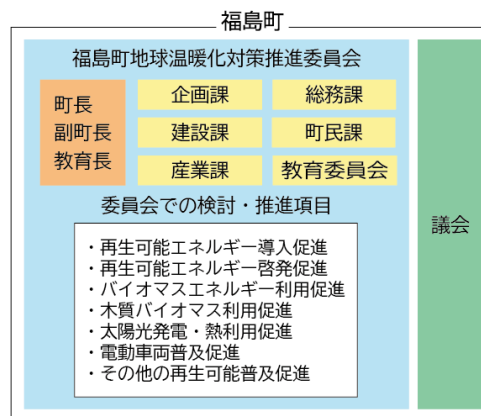


図 6-1 福島町地球温暖化対策推進委員会

なお、「福島町地球温暖化対策推進委員会」「福島町地球温暖化対策推進会議」の進捗状況や結果について、脱炭素化に向けた取り組みを実効性のあるものとするため、学識経験者の知見も含めて PDCA サイクルを回して管理していきます。また、計画の進行管理は長期間にわたることが予想されるため、国や道の状況を踏まえて柔軟に見直しを図ります。



図 6-2 PDCA サイクル

6-2 推進体制

本計画の推進にあたっては、「福島町地球温暖化対策推進委員会」において、脱炭素に向けた取組が全町的展開となるよう検討を行います。また、住民や事業者への再生可能エネルギー利用や省エネルギー意識を調査し、再生可能エネルギーにかかる普及啓発活動を展開していきます。

さらに、今後予定している公共施設などの整備に係る再生可能エネルギー導入については調査研究のうえで計画に反映し、地域内の脱炭素計画作成を行います。

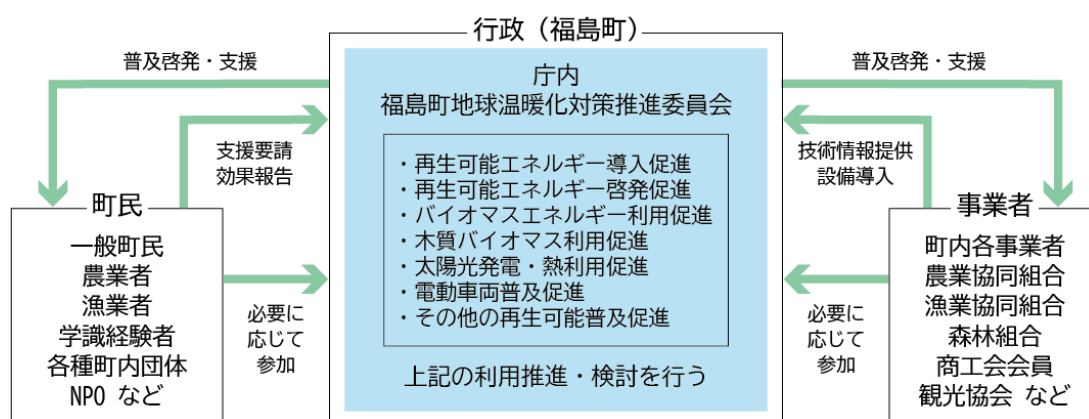


図 6-3 福島町地球温暖化対策推進委員会と住民・事業者の役割

計画を統括する町長の下、企画課を主体に他部署が一体となって「福島町地球温暖化対策推進委員会」にて計画を推進していきます。また、本計画の実行に当たり、庁内に「福島町地球温暖化対策推進会議」を設置し、進捗管理を行います。

取組状況や成果については、点検・改善結果等を本町ホームページ等で公表するとともに、「福島町地球温暖化対策推進会議」に住民、事業関係者（ステークホルダー）からの意見を反映させ、ステークホルダーを含めた町全体で連携、協力していく体制とします。

本計画の住民の合意形成を得るためには、まず「福島町地球温暖化対策推進会議」での承認を得ることとします。

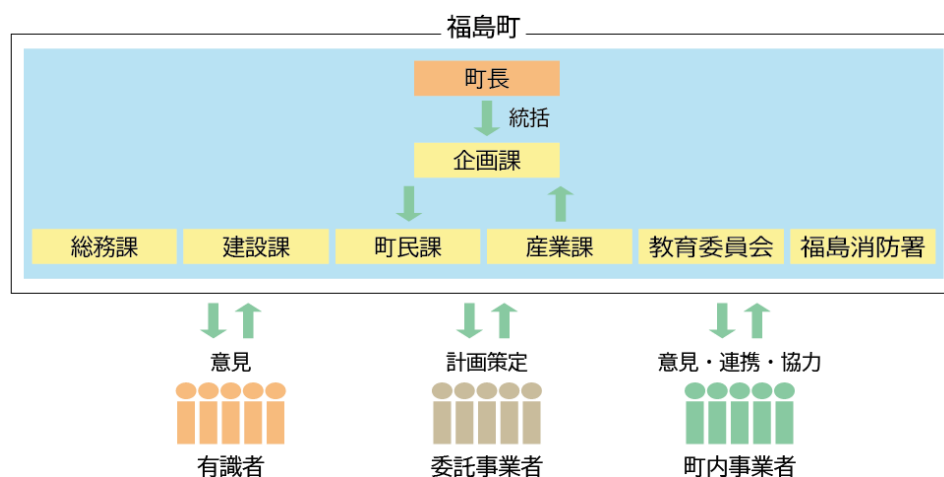


図 6-4 福島町地球温暖化対策推進会議と住民・事業関係者の役割

行政の役割は、各種情報の提供に努めるとともに、住民や事業者の再生可能エネルギーの導入を支援するほか、教育面においては、小学校の段階から体系的に環境・エネルギー学習ができるよう環境を整備します。また、計画策定時に設けた各部会活動を継続し、住民や事業者に対して積極的に環境・エネルギーに関する情報を提供、啓発活動を行っていきます。

表 6-1 福島町地球温暖化対策推進委員会の活動と住民、事業者、行政の役割

活動	福島町地球温暖化対策推進委員会での具体的な取組					
	1. 再生可能エネルギー導入促進	2. 再生可能エネルギー啓発推進	3. バイオマスエネルギー利用促進	4. 木質バイオマス利用促進	5. 太陽光発電・熱利用促進	6. 電動車両普及促進
町民	積極的な参加	積極的な参加	推進協議会に参画	推進協議会に参画	積極的な導入	積極的な導入
事業者	積極的な参加	積極的な参加	積極的な参加	積極的な参加	積極的な導入	積極的な導入
行政	情報の提供 イベントの開催 教育/啓発活動推進	情報の提供 イベントの開催 教育/啓発活動推進	事業化 (RDF 施設) 事業者への支援	事業化 (ペレット生産施設) 事業者への支援	公共施設への導入 町民/事業者への支援	公用車への導入 町民/事業者への支援
	地球温暖化対策の推進・普及					



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画
福島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
2025(令和 7)年度～2050(令和 32)年度

令和 7 年 1 月

福島町

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地

TEL:0139-47-3001

FAX:0139-47-4504